

指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ）令和５年度評価報告書（基本評価シート）（案）及び令和６年度実施計画書（案）について

１ 指定管理鳥獣捕獲等事業について

平成２６年通常国会で、鳥獣保護法から鳥獣保護管理法への改正により創設された制度で、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することができることとなった。

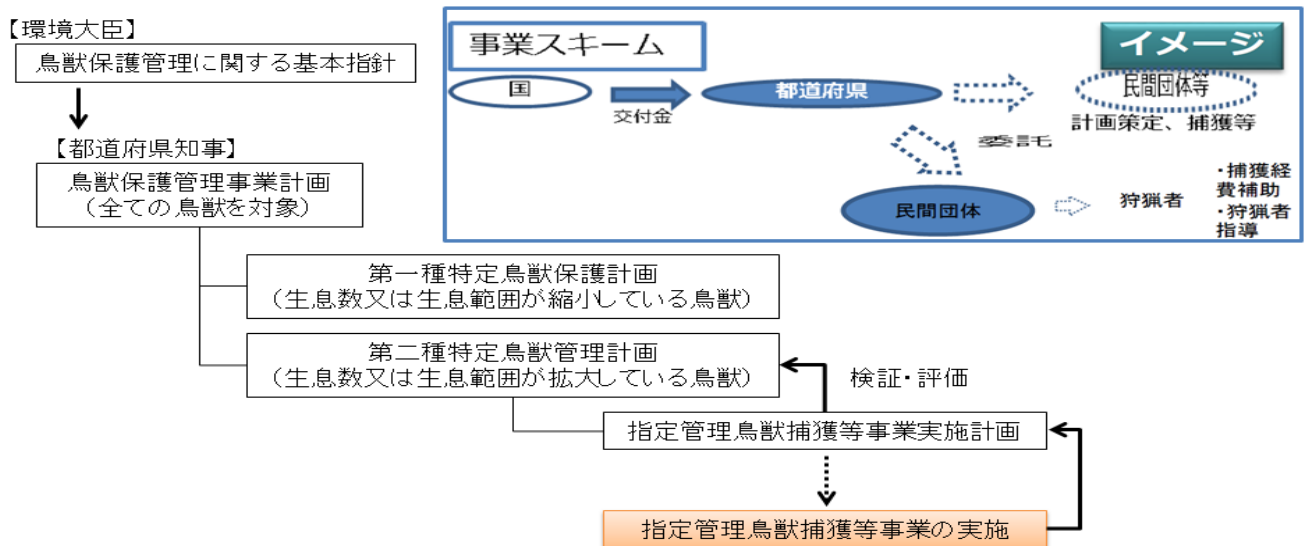
これまで、指定管理鳥獣はニホンジカ及びイノシシが指定されていた。

令和５年度に全国でクマ類による人身被害が過去最多となったこと等を受け、令和６年４月１６日、環境省はクマ類（ヒグマ・ツキノワグマ）を追加指定した。

ただし、クマ類については、イノシシやニホンジカと比べ、繁殖力が低く、個体数が少ないことから、国では、被害の低減と個体群の保全のバランスのとれた支援を行い、特に、人の生活圏に侵入する個体の出没の未然防止に係る取組を強化することとされている。

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県は、捕獲等事業の内容を具体的にまとめた指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定し、この計画に基づいて捕獲等事業を行う。

【事業の概要】



【捕獲の枠組み】

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟(登録狩猟)以外			
		許可捕獲			指定管理鳥獣捕獲等事業
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理 (有害捕獲)	鳥獣の管理 (個体数調整)	
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林業被害等の防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(48 種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定鳥獣	指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ・ツキノワグマ)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の 狩猟禁止の区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等事業者等

実施計画に係る関係法令（抜粋）

【鳥獣保護管理法（抜粋）】

（指定管理鳥獣捕獲等事業）

第十四条の二 都道府県知事は、第二種特定鳥獣管理計画において第七条の二第二項第五号に掲げる事項を定めた場合において、当該第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとするときは、指定管理鳥獣の種類ごとに、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を定めるものとする。

（中略）

- 4 第四条第五項及び第七条第五項から第七項までの規定は、実施計画について準用する。
この場合において、同条第六項中「第二項第三号に規定する区域」とあるのは、「第十四条の二第二項第三号に規定する実施区域」と読み替えるものとする。

（第一種特定鳥獣保護計画）

第七条

- 5 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かなければならない。

評価報告に係る関係法令（抜粋）

【指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（抜粋）】

7 事業の評価

（1）都道府県等は、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業が終了したときには、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画又は広域捕獲計画の目標の達成度や効果、妥当性等について評価、検証を行い、評価の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で指定管理鳥獣捕獲等事業の評価報告書を作成すること。報告書は、環境省自然環境局長が別に定めるところにより、翌年度6月30日までに環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室及び地方環境事務所等に1部ずつ提出すること。

なお、評価報告書を期限内に提出できないと見込まれる場合は、その理由及び提出予定時期等を書面にて環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室に報告の上、その指示を受けるものとする。

（2）事業評価を行った都道府県等は、その結果を公表するものとする

指定管理鳥獣捕獲等事業(イノシシ、ニホンジカ)
令和5年度評価報告書(基本評価シート)(案)及び
令和6年度実施計画書(案)について

令和5年度イノシシ評価報告書(基本評価シート)(案)	p 5 ~ 24
令和6年度イノシシ実施計画書(案)	p 25 ~ 39
令和5年度ニホンジカ評価報告書(基本評価シート)(案) . .	p 40 ~ 58
令和6年度ニホンジカ実施計画書(案)	p 59 ~ 67

令和6年8月

宮城県環境生活部自然保護課

別添 1

基本評価シート

様式

(イノシシ)

(宮城県環境生活部自然保護課)

基本評価シート（イノシシ）

1. 事業の基本情報

事業名（※1）	宮城県ニホンジカ・イノシシ生息状況等調査業務		
	宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ）捕獲業務		
都道府県名	宮城県	担当者部・係名	自然保護課 野生生物保護班
担当者名	玉手	担当者連絡先	022-211-2673
捕獲実施事業者	一般社団法人宮城県猟友会 (認定を受けている)	予算額（※2）	248,143,512 円
		予算額の内捕獲に要する経費（※3）	189,921,600 円

（※1） 交付金を用いて実施した事業名を記入。複数ある場合は、事業件名ごとに記入。

（※2） 予算額は、交付金の対象となる指定管理鳥獣捕獲等事業の全体予算を記入する。

（※3） 予算額の内、捕獲に要する経費は、平成 28 年度から適用される交付金所要額調書様式 1-2「2 指定管理鳥獣の捕獲等」の内訳を記入。その他にも、捕獲に要する経費がある場合は、別途加算する。

○令和 5 年度における生息等の状況及びこれまでの個体群管理の取組み

〈指定管理鳥獣捕獲等事業の実績〉

地区名	事業目標 (目標頭数などの数値目標)	実施結果	
		捕獲頭数	目標達成率
県央・県南区域	3,500 頭	2,841 頭	81%
石巻・県北区域	500 頭	1,083 頭	217%
合計	4,000 頭	3,924 頭	98%

〈生息等の状況及びその他の捕獲実績〉

推定生息頭数	特定計画管理目標	目標生息頭数
23,173 頭（令和 4 年度末）	16,828 頭／年	16,500 頭（令和 8 年度末）
狩猟捕獲数	許可捕獲(有害)	許可捕獲（個体数調整）
893 頭	5,729 頭	0 頭

○これまでの個体群管理の取組み（都道府県単独事業）

平成 23 年度から平成 26 年度まで県北地域を対象に県による個体数調整を実施。

2. 令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業の実施概要

項目	概要
事業背景・目的	記述欄： イノシシによる生活環境、農林業又は生態系に対する被害の動向、本県内におけるイノシシの捕獲数及び生息数の動向、生息数と被害の関連性等の観点から、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため必要に応じて、既存の個体群管理のための事業に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。 ※特定計画の中での指定管理鳥獣捕獲等事業の位置づけも記載する。 【選択欄】 ☒ 特定計画の管理目標に不足する捕獲数を高密度地域で上乘せした。 ☒ 分布拡大防止を目的として生息域の外縁で捕獲を実施した。 ☐ 効果的な捕獲手法の開発を行なった。 ※事業実施目的に最も近いものを1つ選択。
人材育成の観点	☐ 人材を育成するための配慮、取組がなされている。
実施期間	令和5年10月2日から令和6年3月15日まで （うち捕獲実施期間、令和5年11月1日から令和6年2月29日まで（4カ月間））
実施区域	県央・県南区域：以前から被害が深刻で継続的に捕獲や防除対策をしてきた区域である。 石巻・県北区域：ここ数年で出没や被害が急激に増加した区域である。 ※1：実施区域の特徴も記入 ※2：事業計画の地図がある場合は、図面を添付
関係機関との協力	事業区域の市町村等に対し、業務の協力依頼を行った。
事業の捕獲目標	（98%達成） ＝（3,924頭 実績値）／（4,000頭 目標値）
捕獲手法	【銃猟】 ☐ 誘引狙撃 ☒ 巻き狩り ☐ 忍び猟 ☐ モバイルカリング ☐ 夜間銃猟 ☐ その他（ ） 【わな猟】 ☒ くくりわな ☒ 箱わな ☐ 囲いわな ☐ その他（ ） ※1：各種猟法の定義は9ページ参照、※2：複数チェック可
捕獲個体の確認方法	☒ 個体の身体の一部（耳、尾など） ☒ 写真（詳細を記載：個体番号を付けて撮影） ☐ その他（ ） ※複数チェック可。
捕獲個体の処分	捕獲個体の処分について ☐ 全て焼却又は埋設を行っている。 ☒ 一部、食肉等への活用を行っている。 ☐ 一部、放置を認めている。 ※複数チェック可
環境への影響の配慮	わなによる錯誤捕獲について ☒ 錯誤捕獲の情報を収集している。 ☐ 錯誤捕獲の実態は不明である。 わなによる錯誤捕獲の未然防止について ☒ 錯誤捕獲の防止対策をしている。

	(内容： くくりわなの輪の直径を 12 センチメートル以内とし、かつワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上、締め付け防止金具及びよりもどしを設置) ☐ 錯誤捕獲の防止対策はしていない。 鳥類の鉛中毒等について ☒ 鳥類の鉛中毒症例がない。 ☐ 鳥類の鉛中毒症例が確認されている。 鉛製銃弾について ☐ 全て鉛製銃弾を使用している。 ☒ 一部、非鉛製銃弾を使用している。 ☐ 全て非鉛製銃弾を使用している。
安全管理の体制	安全管理規程を有しており、安全管理の体制は申し分ない。
捕獲従事者の体制	【雇用体制】 捕獲従事者数： 6 4 6 人 (内訳) 正規雇用者： 人、期間雇用者： 人 日当制： 人

3. 令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業の評価

○指定管理鳥獣捕獲等事業の達成状況の評価について

1. 捕獲に関する評価及び改善点※	
【目標達成】	評価： 全体の目標達成率は98%でほぼ目標頭数を達成することができた。区域別の実績では石巻・県北区域で目標500頭に対し捕獲実績1,083頭と大きく目標を超えたものの、県央・県南区域で目標3,500頭に対し捕獲実績2,841頭で達成率81%であった。
	改善点： 県央・県南区域は前年度も捕獲目標に対して実績が低かったため、捕獲実績やそのほかのモニタリング結果をもとに区域ごとの配分を見直す必要がある。
【実施期間】	評価： 捕獲実施期間を11月から2月末までの長期間に設定し、銃猟、わな猟ともに期間中継続的な捕獲ができていることから、期間設定は適切であった。
	改善点： 引き続き各区域の捕獲実績等から効果的・効率的な捕獲実施期間の設定を行う。
【実施区域】	評価： 前年度の実施区域に加えて生息域が拡大している石巻などの沿岸部も対象として実施し、捕獲実績を上乗せすることができた。
	改善点： 今後もイノシシの出没や被害の発生状況を参考に適宜事業対象区域の見直しを行っていく。
【捕獲手法】	評価： 生息密度や環境が異なる各地域の状況に合わせ、地域ごとに適切な猟法を選択することができた。
	改善点： 引き続き生息状況や環境の変化等に合わせ、効率的な捕獲手法を選択する。
2. 体制整備に関する評価及び改善点	
【実施体制】	評価： 十分な捕獲従事者を配置することができた。
	改善点： 引き続き適切な実施体制が整えられるよう指導する。
【個体処分】	評価： 法令に従い適切に個体処理した。
	改善点： 引き続き適切な個体処分に努めるよう指導する。
【環境配慮】	評価： 特に外部からの問い合わせは無かった。
	改善点： 引き続き環境配慮に努めた事業実施を指導する。
【安全管理】	評価： 実施計画に基づいた事故防止対策の徹底を図った。
	改善点： 引き続き安全管理を徹底して事業を実施する。

3. その他の事項に関する評価及び改善点
4. 全体評価 捕獲目標達成率は98%とほぼ目標達成することができた。また本事業から新たに加えた石巻市などの生息拡大区域においても捕獲実績があがっており、実施区域の設定は適切であったと考えられる。ただし、県南・県央区域の達成率が低いことから、捕獲実績に加えて生息密度指標など様々なデータを参考に目標捕獲数や実施区域の見直しを行っていく必要がある。

※「改善点」の欄には、評価結果を次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画にどう反映するか等について記入する。

○第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する、本事業の寄与状況について

本事業の実施により、第二種特定鳥獣管理計画の捕獲頭数の目標に上積みすることができた。生息域拡大防止に寄与したと考えられる。

4. 必須となる記録項目

(1) データの整備状況

ア) 基礎となる記録項目の整備状況

指定管理鳥獣捕獲等事業において整備している情報の項目にチェックをつける。

項 目	整備状況	備考
①捕獲数・目撃数・捕獲努力量等の位置情報	☐ 行政区域（都道府県・市町村）ごと ☐ 事業区域ごと ☒ 5 km メッシュ ☐ 1 km メッシュ ☐ 捕獲地点（緯度経度） ☐ 捕獲等に関する位置を記録していない	
②捕獲数	☒ 捕獲した個体の総数 ☒ 雌雄の別 ☒ 幼獣・成獣の別 ☒ その他捕獲した個体に関する情報 （ 体重、体長、体高 ）	
③目撃数	☒ 作業の従事者が目撃した個体の総数	
④捕獲努力量	☒ 銃猟：のべ作業人日数※ ☒ わな猟：わな稼働日数 （わな稼働日数＝わな基数×稼働日数）	

※のべ作業人日：捕獲作業期間中に捕獲に従事した作業人数の合計。事前調査や下見に費やした作業の人日数は除く。

イ) 捕獲に関する概況地図の作成の可否

	作成できる概況図（地図）※についてチェック
捕獲位置の地図	☒ 5 km メッシュ地図 ☐ 1 km メッシュ地図 ☐ 地点（緯度経度）地図 ☐ 捕獲位置の地図を作成できない
CPUE の地図	☒ 5 km メッシュ地図 ☐ 1 km メッシュ地図 ☐ 地点（緯度経度）地図 ☐ CPUE の地図を作成できない
SPUE の地図	☒ 5 km メッシュ地図 ☐ 1 km メッシュ地図 ☐ 地点（緯度経度）地図 ☐ SPUE の地図を作成できない
概況図を作成する上での課題	

※概況図は原則として添付する。添付できない場合は「作成できない」をチェックする。

(2) 実施結果 (必須となる記録項目)

ア) 捕獲努力量に関する事項

①銃器による捕獲

外業の人日数総数※1: 不明 人日

事前調査人日数概数※2: 不明 人日

出猟 (捕獲作業) 人日数: 1, 195 人日

項 目	令和5年 (事業年度の値)	令和4年 (前年度の値)	増減の傾向
捕獲努力量 (銃猟) のべ人日数 (1日に複数のメッシュに出 役した場合はそれぞれ1 日とする)	1, 195 人日	1, 127 人日	☒ 増加 ☐ 減少

※1: 事前調査人日数概数と出猟 (捕獲作業) 日数の合計

※2: 事前調査人日数概数は、捕獲作業直前の下見・調査を含まない。

②わなによる捕獲

外業の人日数総数※1: 不明 人日

事前調査人日数概数※2: 不明 人日

出猟 (捕獲作業) 人日数: 不明 人日

項 目	令和5年 (事業年度の値)	令和4年 (前年度の値)	増減の傾向
捕獲努力量 (わな猟) わなの稼働総数 (わな基×日数)	439, 779 基日	263, 519 基日	☒ 増加 ☐ 減少

※1: 事前調査人日数概数と出猟 (捕獲作業) 人日数の合計

※2: 事前調査人日数概数は、捕獲作業直前の下見・調査を含まない。

イ) 捕獲に関する結果

①銃器による捕獲

項 目	令和 5 年 (事業年度の値)	令和 4 年 (前年度の値)	増減の傾向
①捕獲数	106頭	104頭	☒ 増加 ☐ 減少
②目撃数	1,089頭	1,044頭	☒ 増加 ☐ 減少
③雌雄比 (雌捕獲数／全捕獲数)	39.6% (42頭／106頭)	47.1% (49頭／104頭)	☐ 増加 ☒ 減少
④幼獣・成獣比 (幼獣数／全捕獲数)	0% (0頭／106頭)	0% (0頭／104頭)	☐ 増加 ☐ 減少

令和 5 年度指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲手法別（銃器）の捕獲実績

捕獲手法	捕獲実績	作業人日数※1	CPUE※2	SPUE※3
☐ 誘引狙撃	頭	人日	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少
☒ 巻き狩り	106頭	1,089人日	0.089 頭/人日 ☐ 増加 ☒ 減少	0.911 頭/人日 ☐ 増加 ☒ 減少
☐ 忍び猟	頭	人日	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少
☐ モバイルカリング	頭	人日	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少
☐ 夜間銃猟	頭	人日	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少
☐ その他 ()	頭	人日	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少

※1：作業日数には捕獲を実施していない誘引期間は含まない。

※2：CPUE＝捕獲数／のべ人日数

※3：SPUE＝目撃数／のべ人日数

※CPUE、SPUE は前年度の指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して、「増加」「減少」をチェックする。

③わなによる捕獲

項 目	令和 5 年 (事業年度の値)	令和 4 年 (事業年度の値)	増減の傾向
① 捕獲数	3, 8 1 8 頭	1, 9 4 2 頭	☒ 増加 ☐ 減少
② 雌雄比 (雌捕獲数/全捕獲数)	46.0% (1, 758 頭/3, 818 頭)	46.7% (907 頭/1, 942 頭)	☐ 増加 ☒ 減少
③ 幼獣・成獣比 (幼獣数/全捕獲数)	1.9% (72 頭/3, 818 頭)	7.5% (145 頭/1, 942 頭)	☐ 増加 ☒ 減少

令 5 年度指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲手法別（わな）の捕獲実績

捕獲手法	捕獲実績	わな稼働総数※1	CPUE※2
☒ くくりわな	1, 6 7 4 頭	2 9 4, 1 9 1 基日	0.0057 頭/基日 ☒ 増加 ☐ 減少
☒ 箱わな	2, 1 4 4 頭	1 4 5, 5 8 8 基日	0.0147 頭/基日 ☐ 増加 ☒ 減少
☐ 囲いわな	頭	基日	頭/基日 ☐ 増加 ☐ 減少
☐ その他 ()	頭	基日	頭/基日 ☐ 増加 ☐ 減少

※1:わな稼働総数には捕獲を実施していない誘因期間は含まない。

※2:CPUE＝捕獲数／わな稼働日数

※CPUE、SPUE は前年度の指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して、「増加」「減少」をチェックする。

エ) 捕獲個体の適切な処理

処理にかかる人工概数： 不明 人・時間

処理した個体のうち、食肉等への活用した個体の数量概数： 693 個体（自家消費）

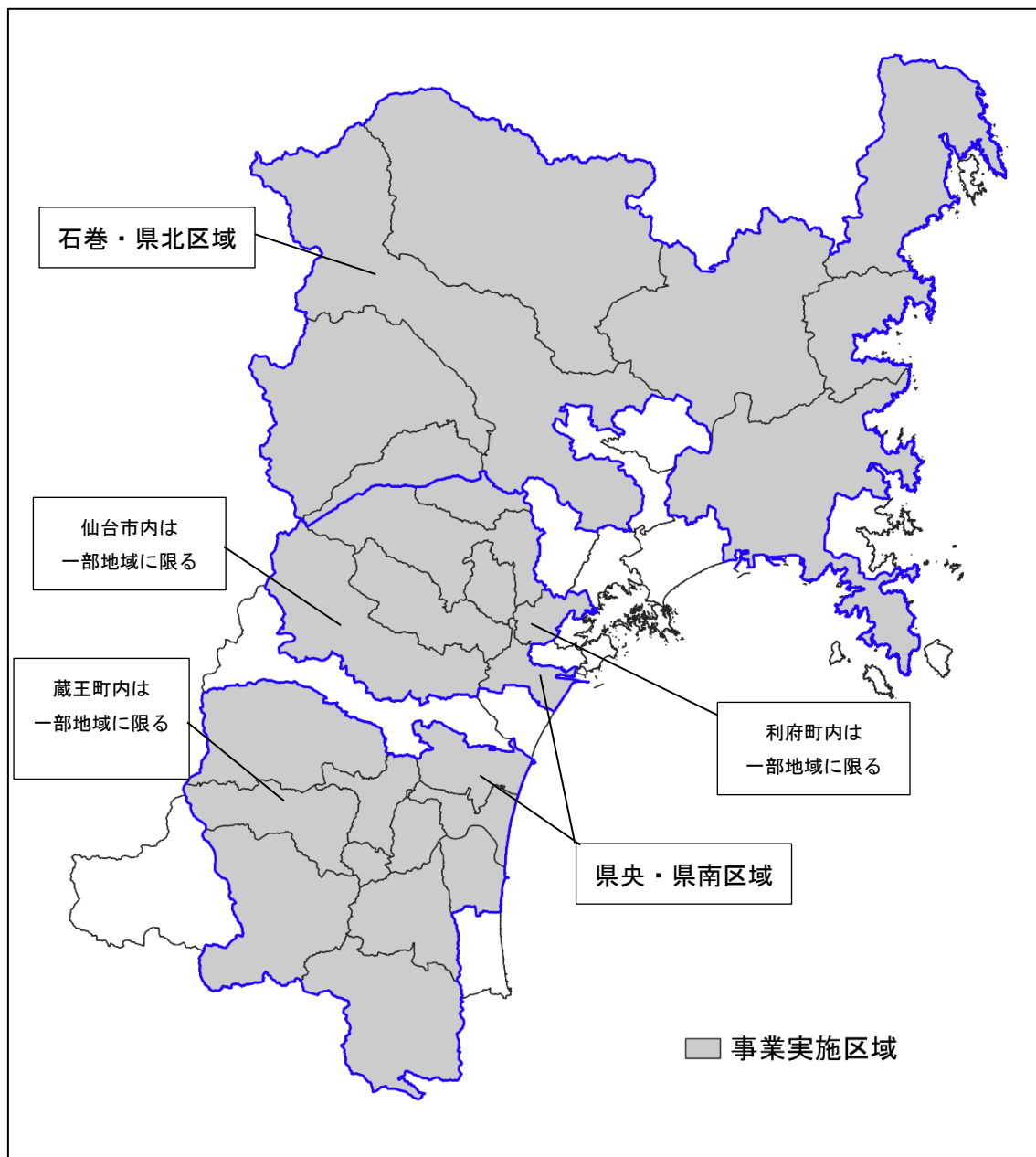
適正な捕獲が実施されたかを確認する手法

通しナンバーを捕獲個体の左側胴体にペンキ等で記入するか、又はホワイトボード・黒板等に記入し、捕獲個体とともに写真を撮ったもの。

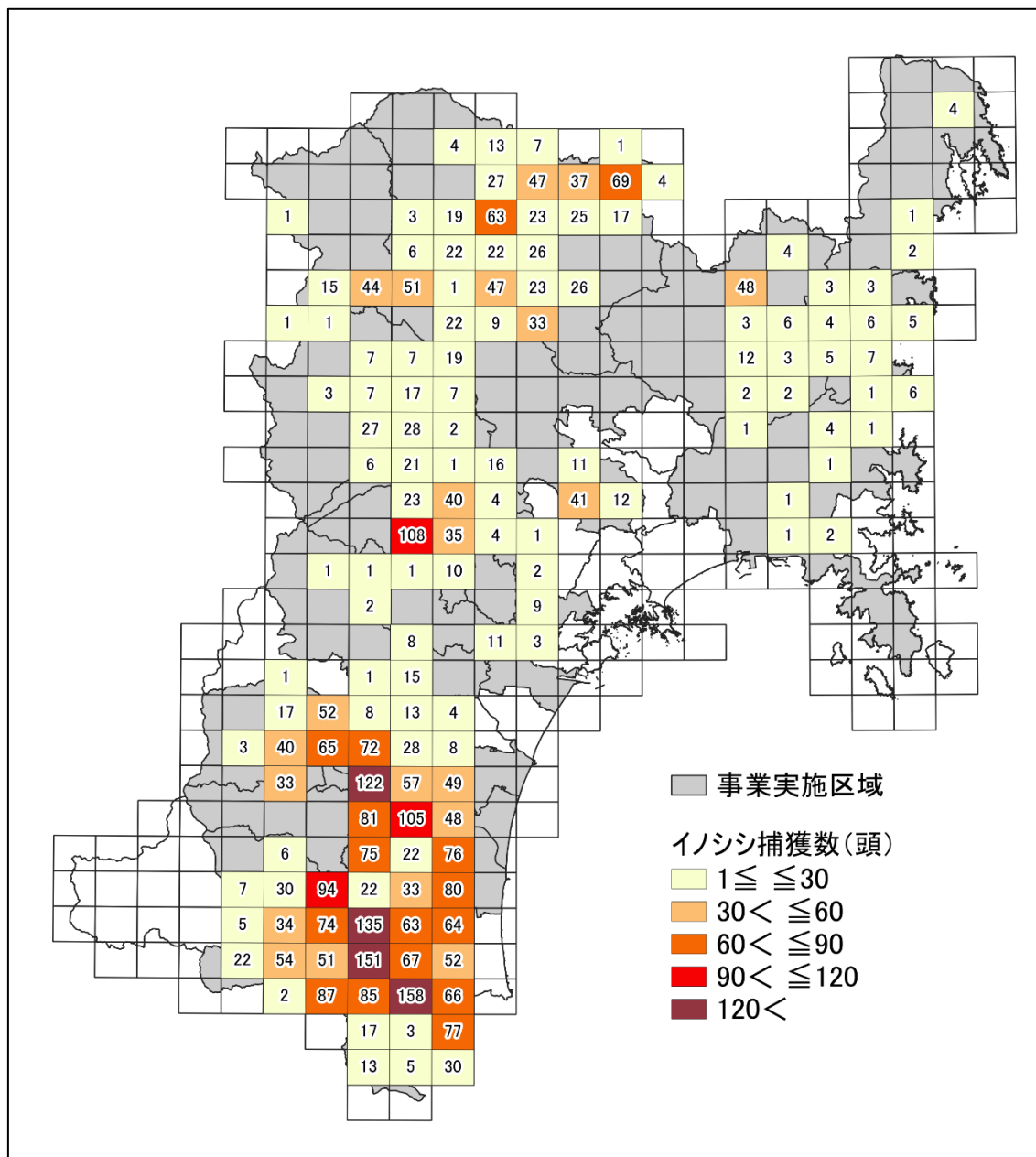
捕獲手法は、地域により様々なものが想定されることから、下記の定義は本評価シートでの暫定的なものです。

誘引狙撃	餌等により、対象種を誘引し、所定の位置から銃器により捕獲等する猟法。
巻き狩り	犬や勢子により追い出した対象種を、所定の位置で待機する射手が銃器で捕獲等する猟法。
忍び猟	単独の射手が徒歩で対象種を追跡して、射撃可能な地点で銃器により捕獲等する猟法。
車両を用いたモバイルカリング	所定の巡回ルートを車両で移動し、射撃可能な位置の対象種を銃器により捕獲等する猟法。
夜間銃猟	法律上必要な手続を全て完了した上で、日出前若しくは日没後において銃器を使用した鳥獣の捕獲等。

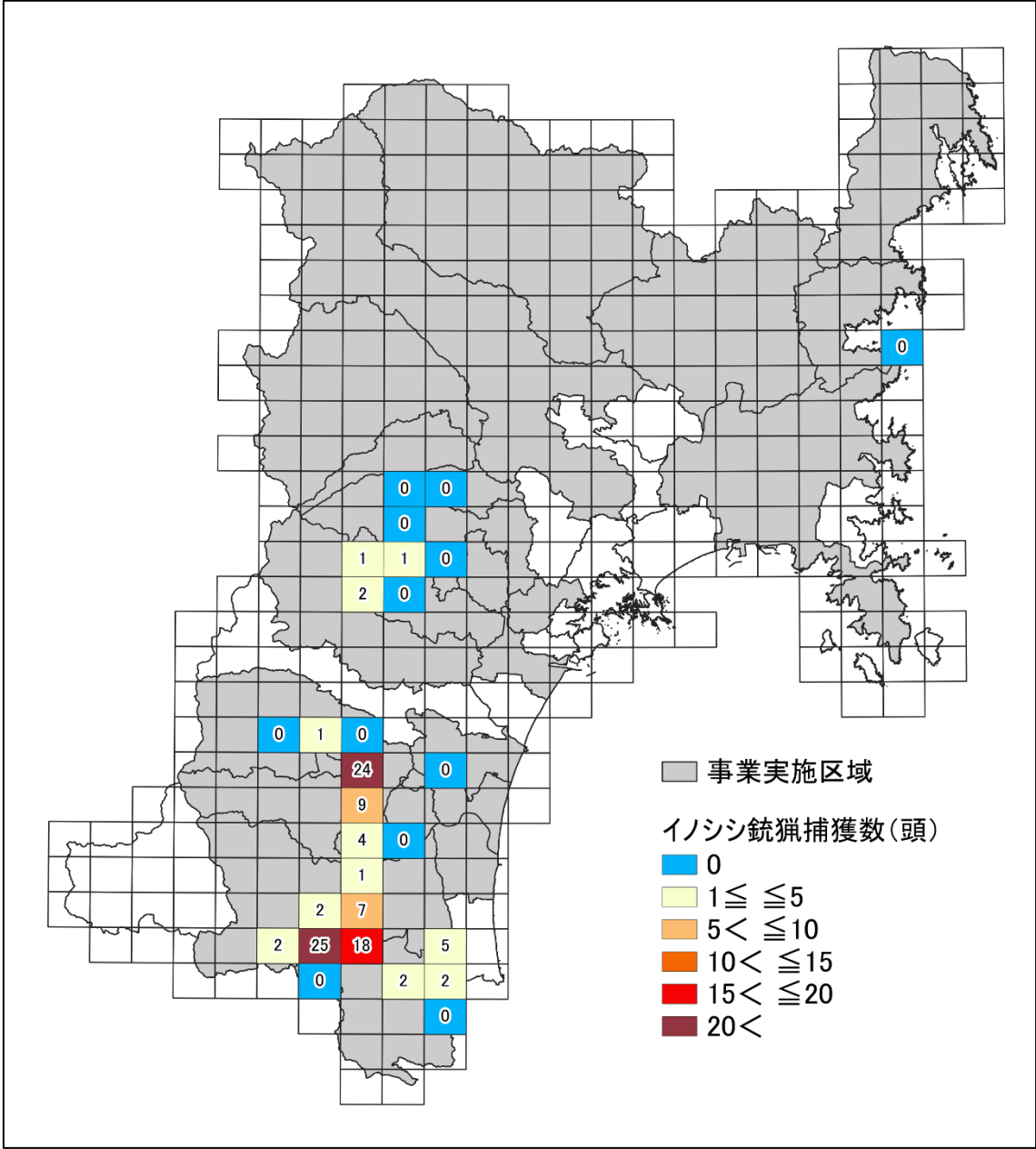
令和 5 年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（イノシシ）実施区域位置図



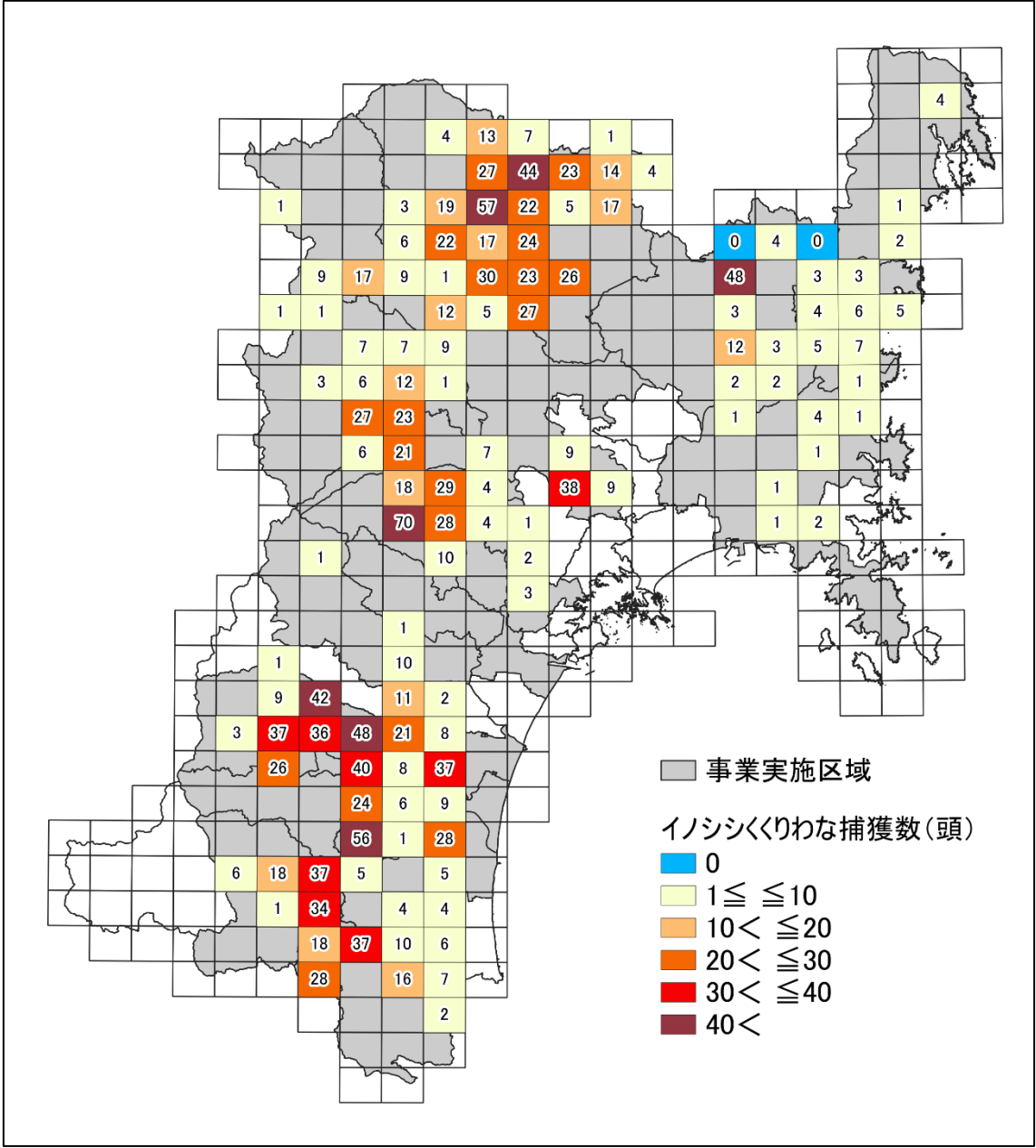
令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（イノシシ）捕獲位置図



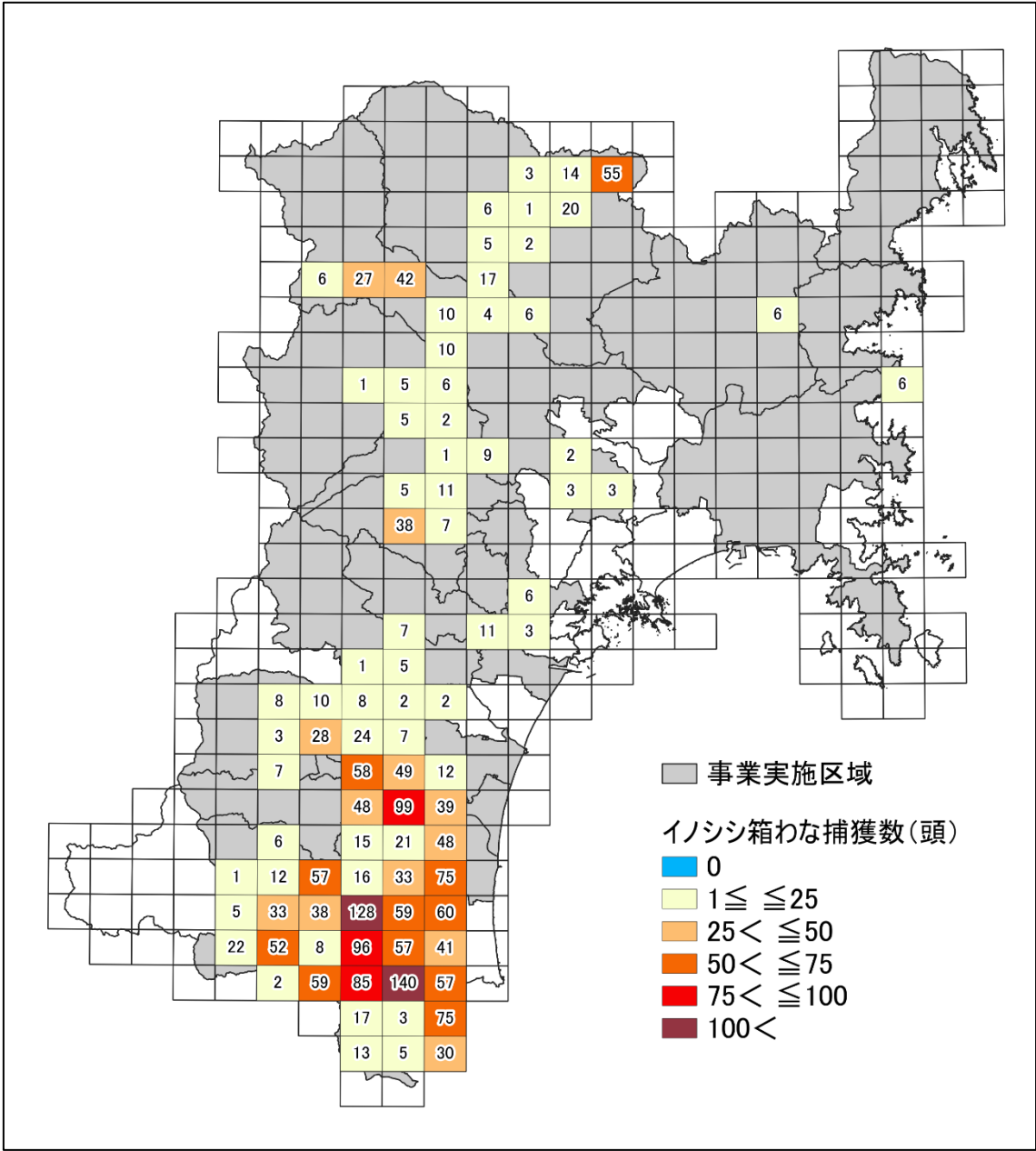
令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（イノシシ）捕獲数（銃猟）位置図



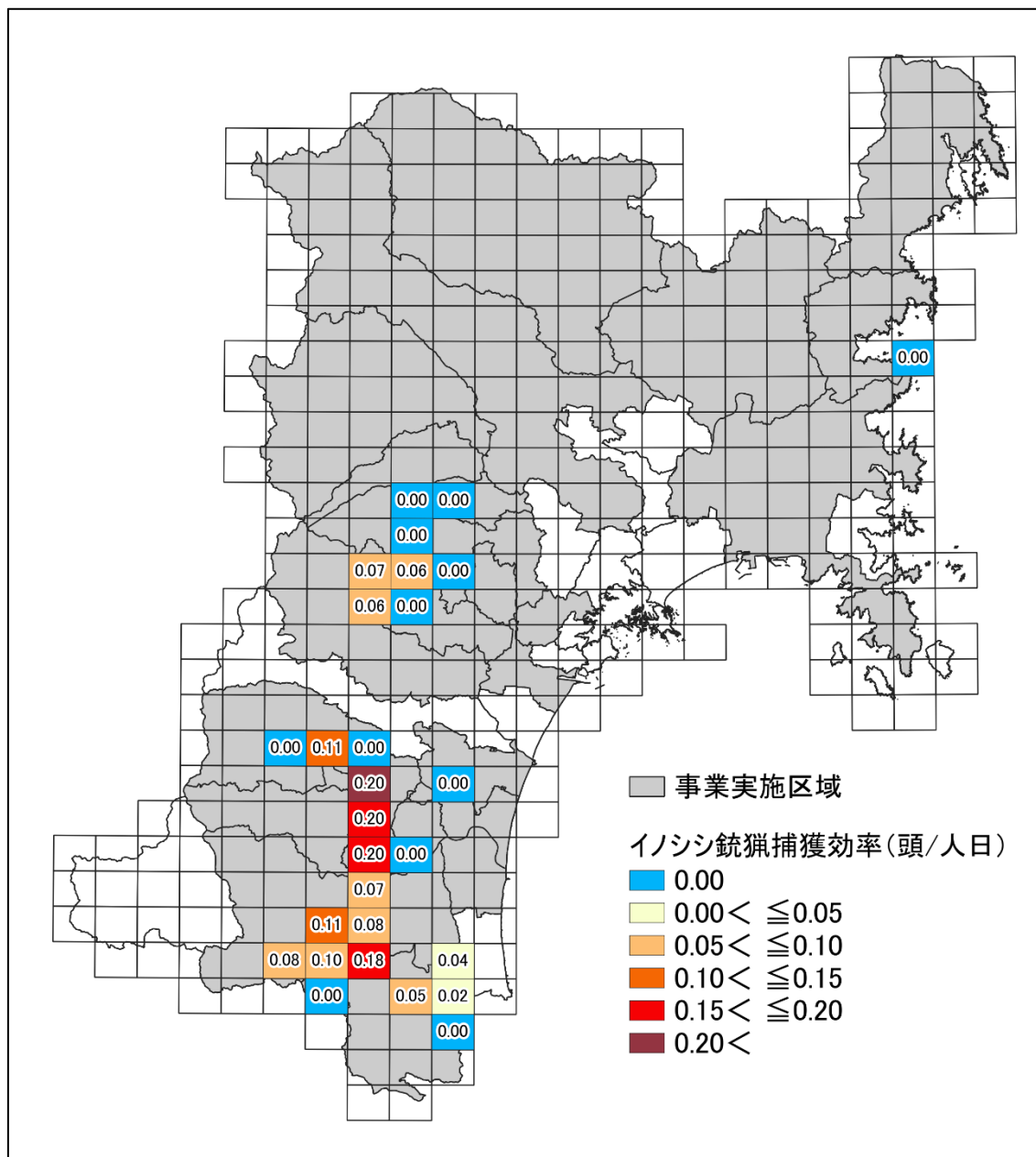
令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（イノシシ）捕獲数（くくりわな）
位置図



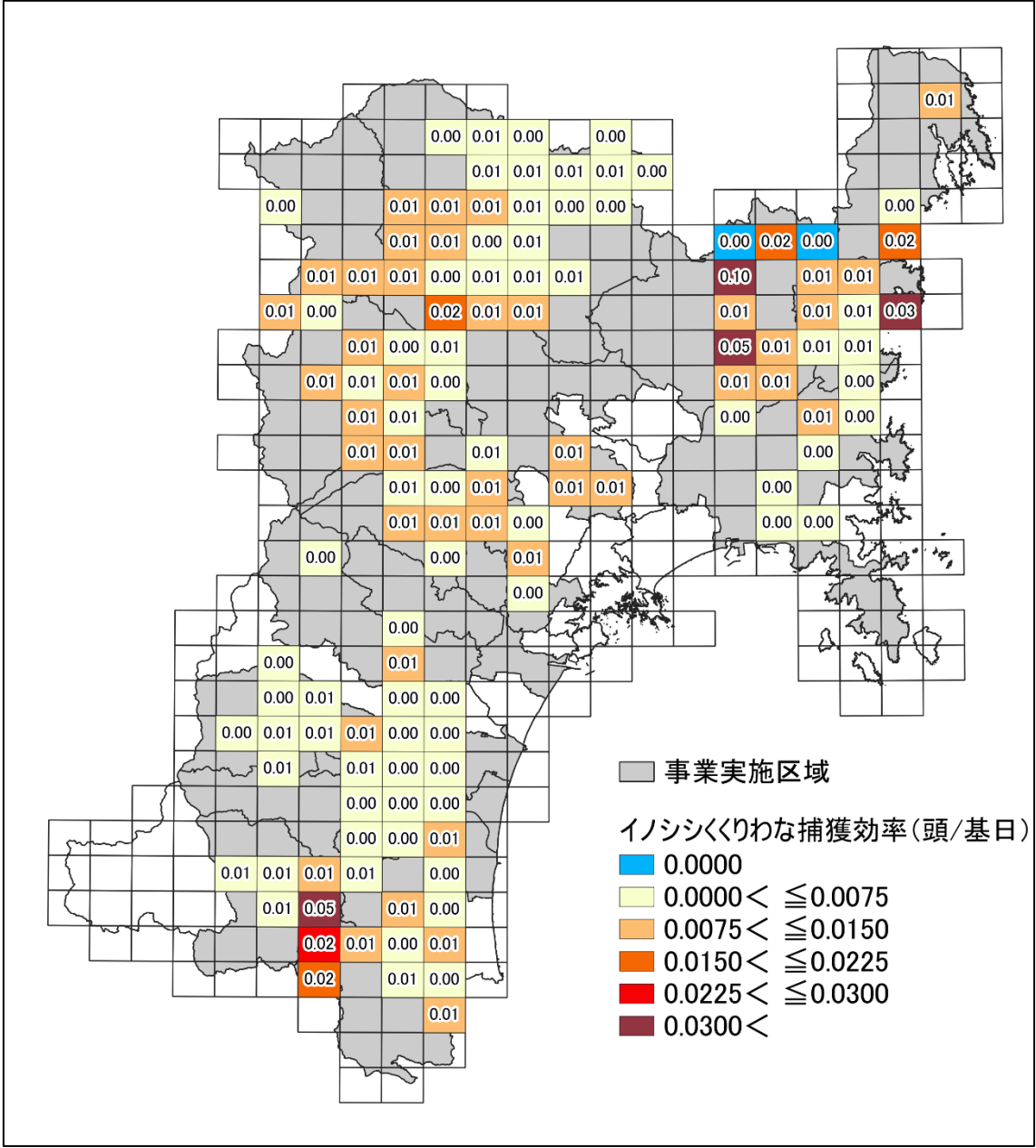
令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（イノシシ）捕獲数（箱わな）位置図



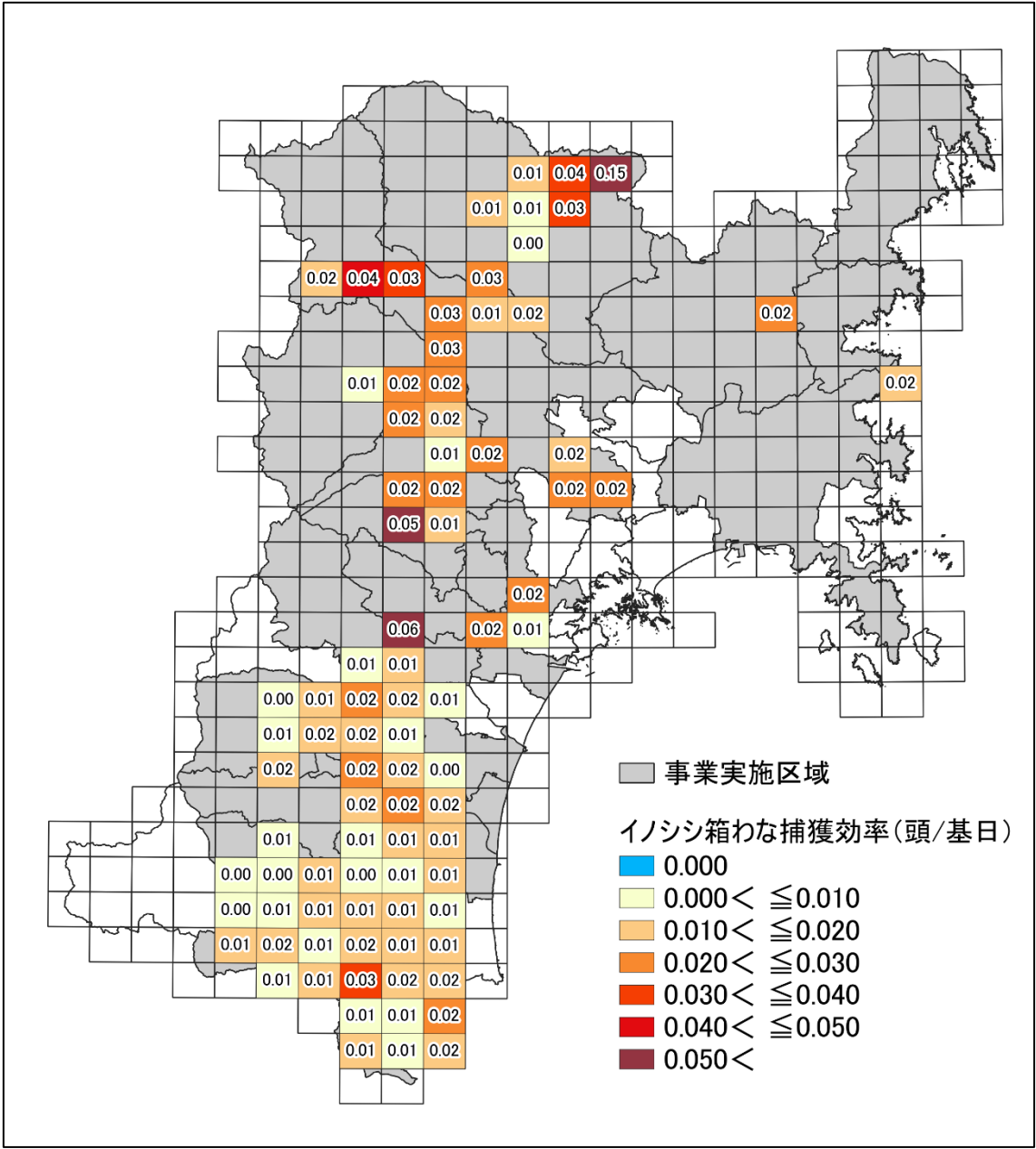
令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（イノシシ）CPUE（銃猟）位置図



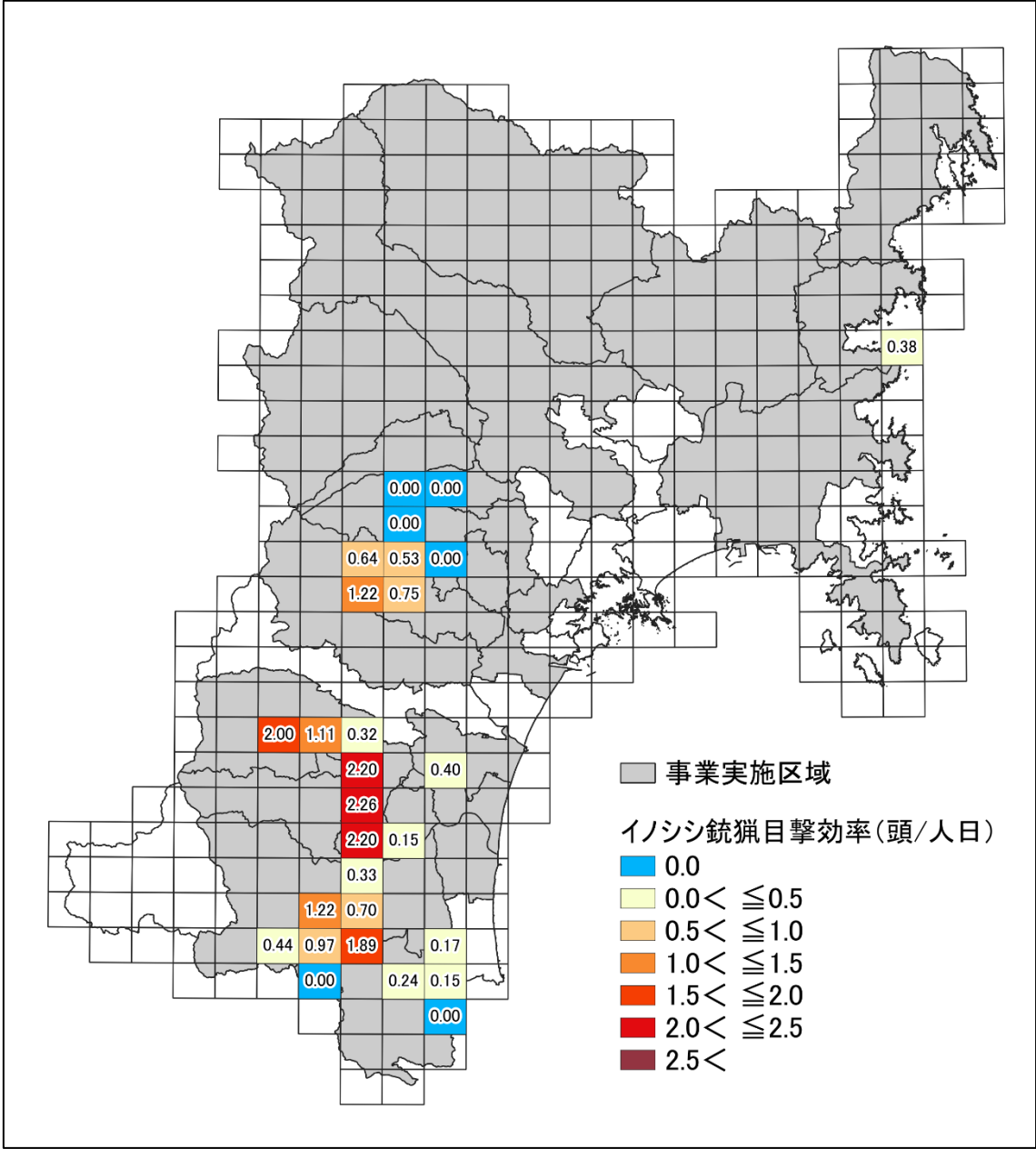
令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（イノシシ）CPUE（くくりわな）
位置図



令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（イノシシ）CPUE（箱わな）
位置図



令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（イノシシ）SPUE 位置図



令和6年度宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）

（令和6年10月1日から令和7年3月14日まで）

1 背景及び目的

本県では、縄文時代の貝塚などからイノシシの遺骸やイノシシを模した動物形土製品が出土されるなど古くはイノシシが県内全域に生息していたと見られるが、明治期に西洋から導入したブタによる豚熱のまん延等によりイノシシは死滅し、長らく生息の空白域とされていた。

1978年(昭和53年)の「自然環境保全基礎調査（環境庁）」では、イノシシの生息域は丸森町を中心とする本県南部が北限とされ、県内における生息域・被害地域も限定的なものであったが、近年は、生息域及び農業被害地域は、県央部から県北部にまで拡大し、農作物（タケノコ、シイタケ等を含む。）に深刻な打撃を与えるようになった。

被害地域では、柵の設置や有害鳥獣捕獲・個体数調整などの防除対策を実施し、被害軽減に努めてきたが、生息数が減少するまでには至っていないと見られ、生息域は県沿岸北部にまで拡大しており、農業被害額も減っていない状況にあった。

このため、県ではイノシシを適正に管理することにより、農業被害の軽減や人と野生鳥獣との共存を図ることを目的として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に基づき令和4年3月に第四期宮城県イノシシ管理計画を策定し、推定生息数について、令和8（2026）年度末時点で平成25（2013）年度末時点から半減となる16,500頭を管理目標とした。

このことから、本事業では、イノシシの生息密度の減少及び生息域の縮小又は拡大防止を目的に捕獲を行うこととする。

県が行った生息状況調査結果によれば、令和4年度末時点での県内のイノシシ推定生息数は中央値で23,173頭となっており、減少傾向にあるものの、管理目標の達成には至っていない。

第四期宮城県イノシシ管理計画における令和6年度の捕獲目標は、14,474頭以上（県央・県南区域については11,734頭以上、石巻・県北区域については2,740頭以上）とする。

また、令和3年6月には本県でも野生イノシシの豚熱感染が確認されたことから、まん延防止を図るためには防疫措置を講じながら捕獲を強化していく必要がある。

（注）第二種特定鳥獣管理計画の目標を踏まえ、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況（生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測等）及び被害状況（農林水産業、生態系、生活環境等）を勘案して、指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理のための捕獲等を強化する必要性があることを簡潔に記載する。

2 対象鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
県央・県南区域	令和6年10月1日から令和7年3月14日まで (うち、捕獲作業を行う期間：令和6年11月1日から令和7年
石巻・県北区域	2月28日まで(4ヶ月間))

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域(国指定鳥獣保護区を除く)

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
県央・県南区域	仙台市(青葉区・宮城野区及び泉区の一部に限る)、白石市、名取市、角田市、岩沼市、富谷市、蔵王町(一部に限る)、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、利府町(一部に限る)、大和町、大衡村	以前から被害が深刻で継続的に捕獲や防除対策を実施してきた区域である。現状の捕獲圧では被害の減少がみられないため捕獲圧を高める必要がある。	鳥獣保護区、蔵王国定公園、県立自然公園(蔵王高原、阿武隈溪谷)、国有林、鳥獣被害防止計画対象地域、有害捕獲事業実施区域
石巻・県北区域	石巻市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、色麻町、加美町(一部に限る)及び南三陸町	ここ数年で出没や被害が急激に増加した区域である。被害は区域全域に拡大しており、早急に対策が必要な地域である。	鳥獣保護区、三陸復興国立公園、栗駒国立公園、県立自然公園(船形連峰、硯上山万石浦、松島、気仙沼)、国有林、鳥獣被害防止計画対象地域、有害捕獲事業実施区域

(注) 1 実施区域欄には、実施区域の名称を記載する。

2 住所等欄には、市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。

3 選定理由欄には、実施区域の地形、被害状況、既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該地域を選定した理由を記載する。

4 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(鳥獣被害防止特措法)に定める被害防止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。

5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
県央・県南区域	<u>2, 5 8 0 頭</u>
石巻・県北区域	<u>6 4 6 頭</u>
合計	<u>3, 2 2 6 頭</u>

(注) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等の具体的な数値を記載すること。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
県央・県南区域	・わな猟（くくりわな及び箱わなを想定）及び銃猟（巻狩り等を想定） ・銃猟においては、非鉛製銃弾の使用に限る（止め刺し等、半矢になった個体を猛禽類が摂取する可能性がない場合はこの限りではない。）。	受託者と調整の上決定する。
石巻・県北区域	・わな猟（くくりわな及び箱わなを想定）及び銃猟（巻狩り等を想定） ・銃猟においては、非鉛製銃弾の使用に限る（止め刺し等、半矢になった個体を猛禽類が摂取する可能性がない場合はこの限りではない。）。	受託者と調整の上決定する。

(注) 1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。
 なお、受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載するにとどめるものとする。

2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。なお、銃刀法第 5 条の 2 第 4 項第 1 号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、認定鳥獣捕獲等事業者がライフル銃を所持させ、ライフル銃を用いた指定管理鳥獣捕獲等事業を委託し、実施させる必要がある場合は、ライフル銃の使用について記載すること。

3 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

②作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の手順で進めるものとする。	
ア 関係者等との調整	関係市町村、関係者等との調整を行い、合意形成を図る。
イ 捕獲等の実施	本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に捕獲業務を委託し捕獲を実施する。
ウ 安全管理	受託者は、捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理体制を構築する。 巻き狩りを実施する際は事前に地域住民等に周知し、捕獲の際は、監視員を配置するなど事故等の防止を図る。
エ 捕獲した個体の回収・処分方法	捕獲した個体は埋設するか、搬出して適切に処分する。
オ 錯誤捕獲の場合の対応	イノシシ以外の獣が捕獲された場合は原則放獣とし、錯誤捕獲の状況を記録する。
カ 捕獲情報の収集及び評価	受託者から捕獲数、場所、性別、捕獲個体サイズ、捕獲作業量等の情報を収集し、事業評価を行い、必要に応じて評価を踏まえた実施計画の見直しを行う。

(注) 事前調査の実施、関係者との調整、捕獲等の実施、安全管理、捕獲等をした個体の回収・処分方法（廃棄物としての適切な処理方法及び食肉等としての利活用をする予定がある場合はその旨）、錯誤捕獲への対応方針（わな猟・網猟の場合）、捕獲情報の収集、評価等、作業手順について、想定される内容を記載する。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】

宮城県

【実施方法】

委託

【委託の範囲】

指定管理鳥獣の捕獲

【想定される委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者等、鳥獣の捕獲等に必要な安全管理体制や技能及び知識を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者とする。

(注) 事業の実施主体として、都道府県名又は国の機関名を記載する。さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）があれば記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・ 巻き狩りを実施する際は、防災行政無線での放送等、地域住民や関係者に対し、十分な周知を図る。
- ・ わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の掲示を行う。
- ・ 猟犬は捕獲作業時以外は常に繋留するとともに、捕獲作業に際しては、巻き狩り責任者の管理監督の下、現場における安全を十分確認し、人の身体・生命・財産に危害を与える恐れのない場合以外は繋留を解かないこと。

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・ 墓地や社寺境内など人の出入りの多い場所には、わなの設置を控える。
- ・ 止めさしで銃器を使用する際は、発砲回数を最小限にし、静穏の保持に努める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・ 連絡用無線機は適切な機器を選定するとともに、使用に当たっては電波法令を遵守し、適切な使用に努めることとする。
- ・ ツキノワグマの錯誤捕獲を未然防止するため、「輪の直径が12cmを超えるくくりわな」及び「締め付け防止金具がないくくりわな」は使用しない。また、箱わなを使用する際は上部脱出口(30cm×30cm以上)が備えてあるものに限る。
- ・ くくりわなを設置した付近でツキノワグマの生息が確認された場合は、くくりわなを移動する、あるいは設置を中止する。
- ・ くくりわなを設置する場合は、誘引用の餌(まき餌)を使用しないこと。

(2) 事業において配慮すべき事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、森林法、自然公園法、また事業管理に当たって関連する銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、電波法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令を遵守する。

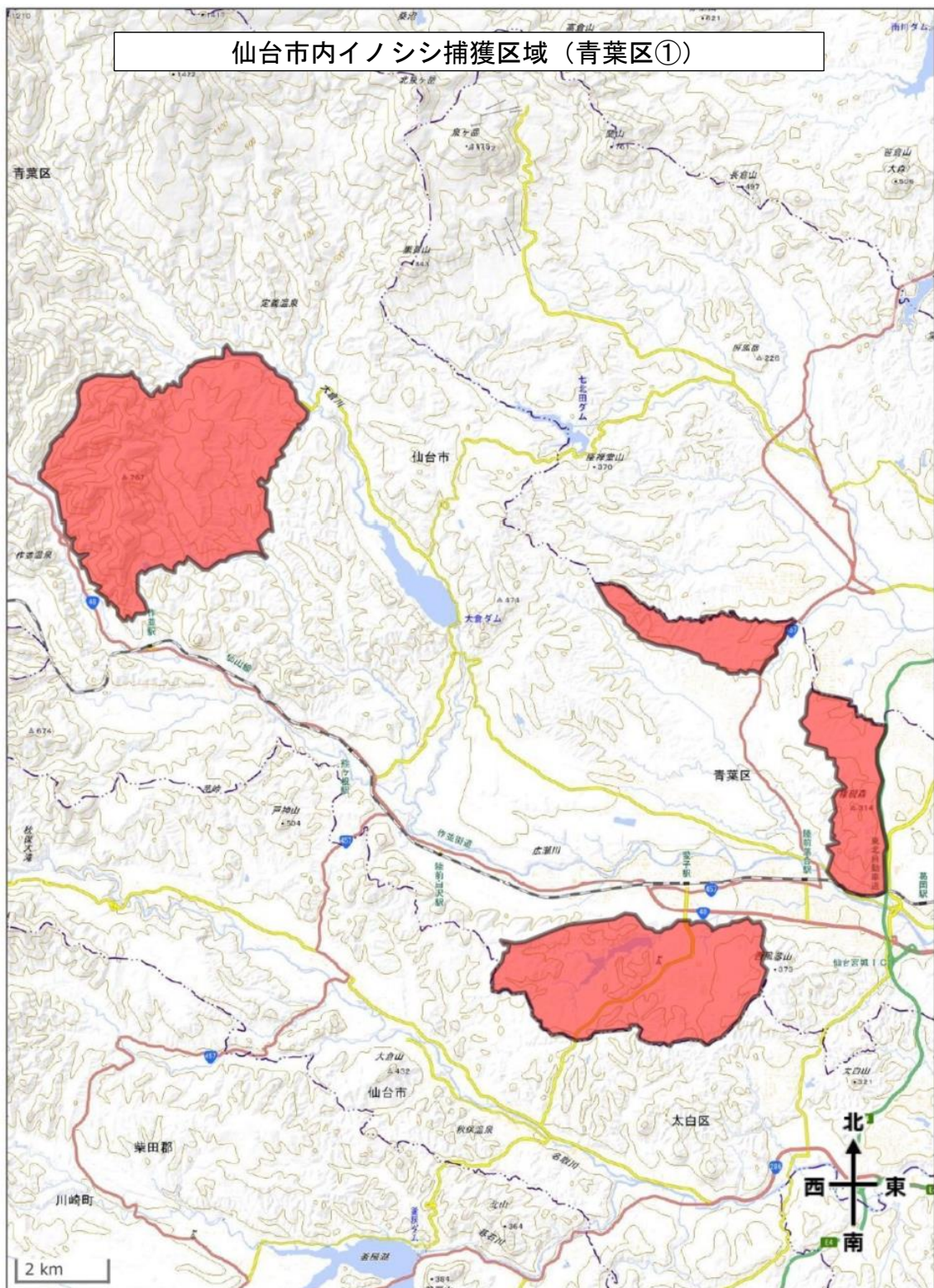
また、野生イノシシの豚熱感染確認地点から半径10km圏内で捕獲(見回りや餌やりも含む)を行う際は、資器材の消毒等、防疫措置を行うこととする。

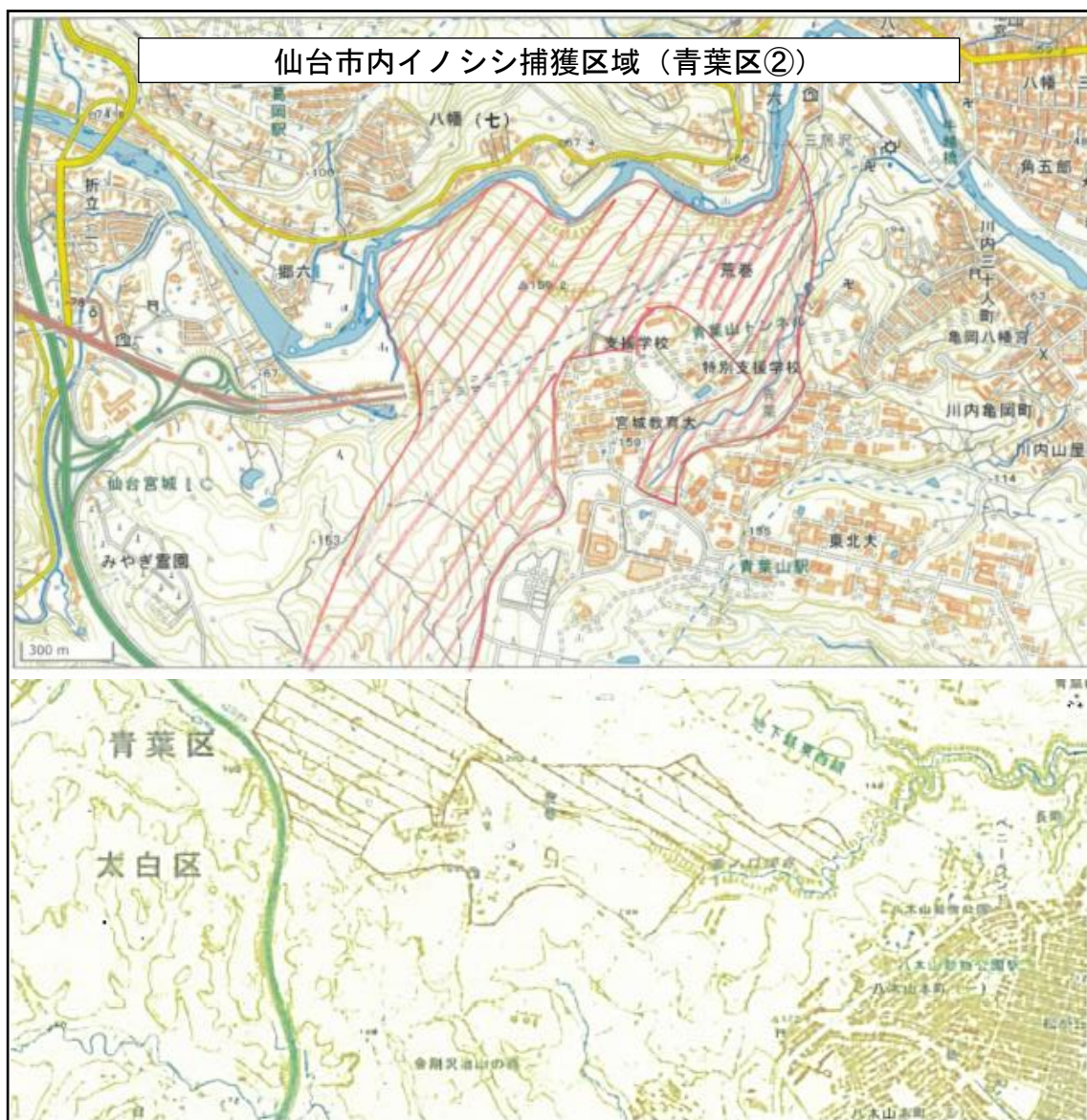
(3) 地域社会への配慮

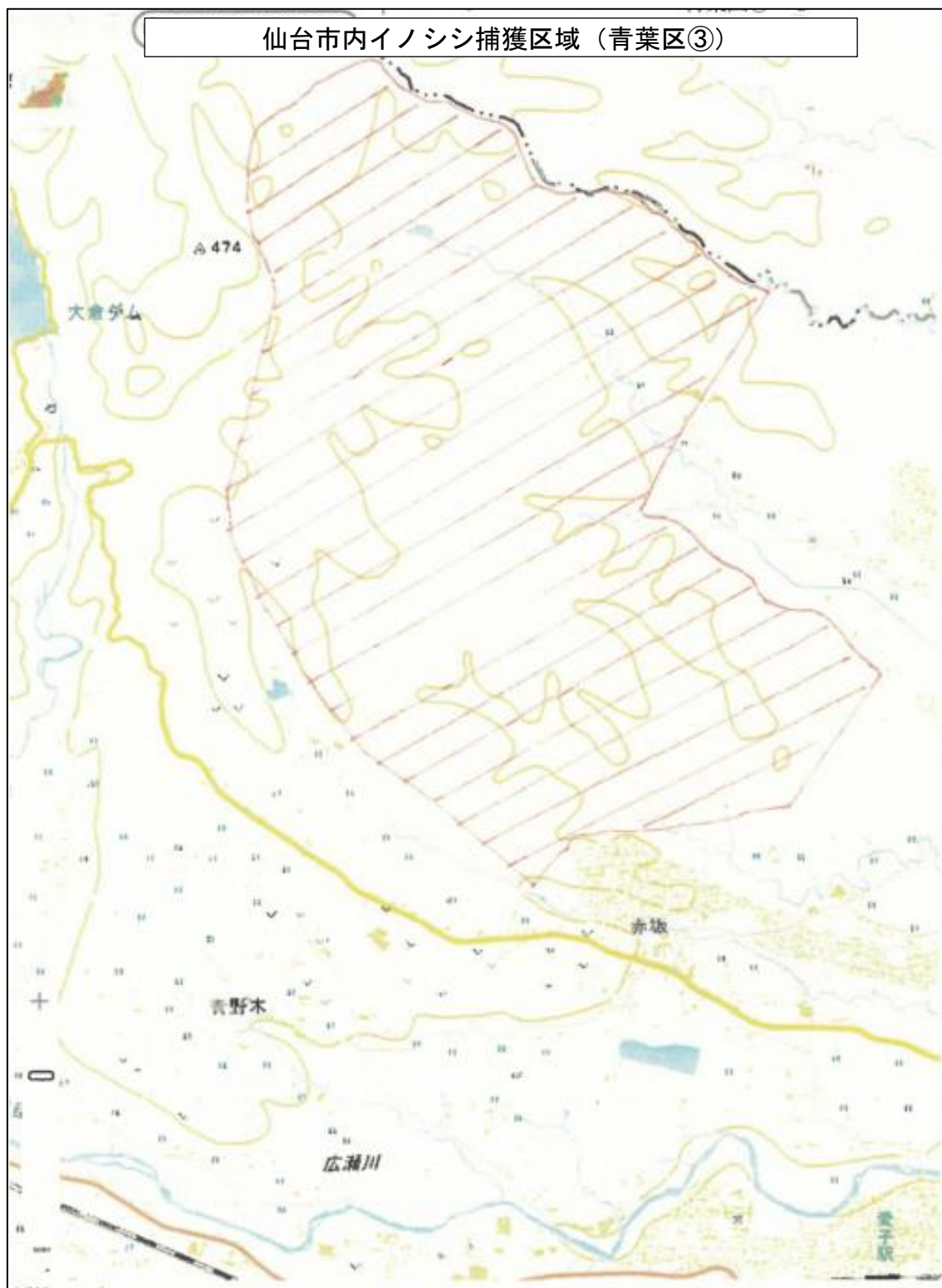
事業の効果、評価を関係者等に広く周知するとともに、当事業を通じて、鳥獣管理の必要性について普及啓発する。

実施区域位置図

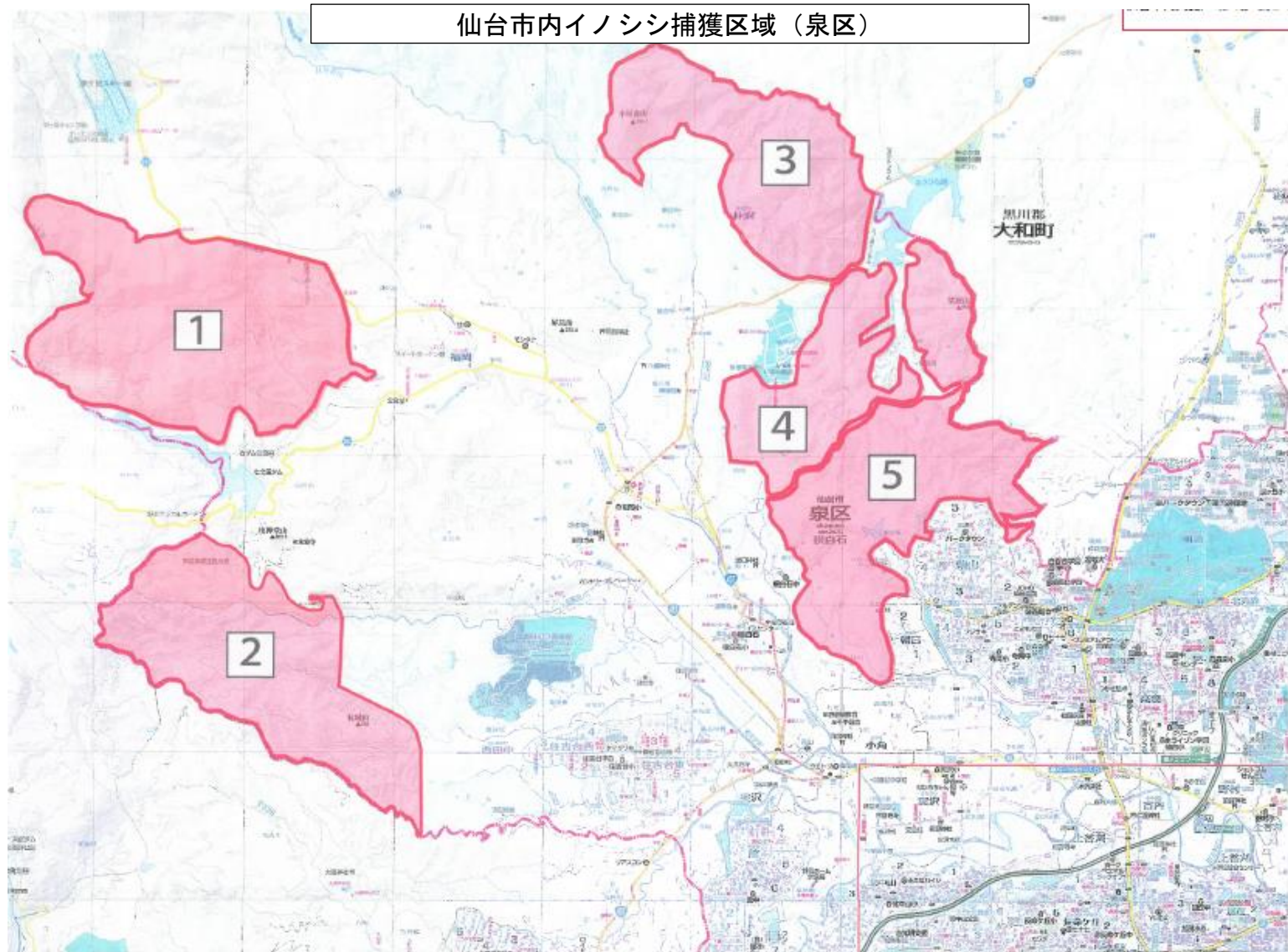






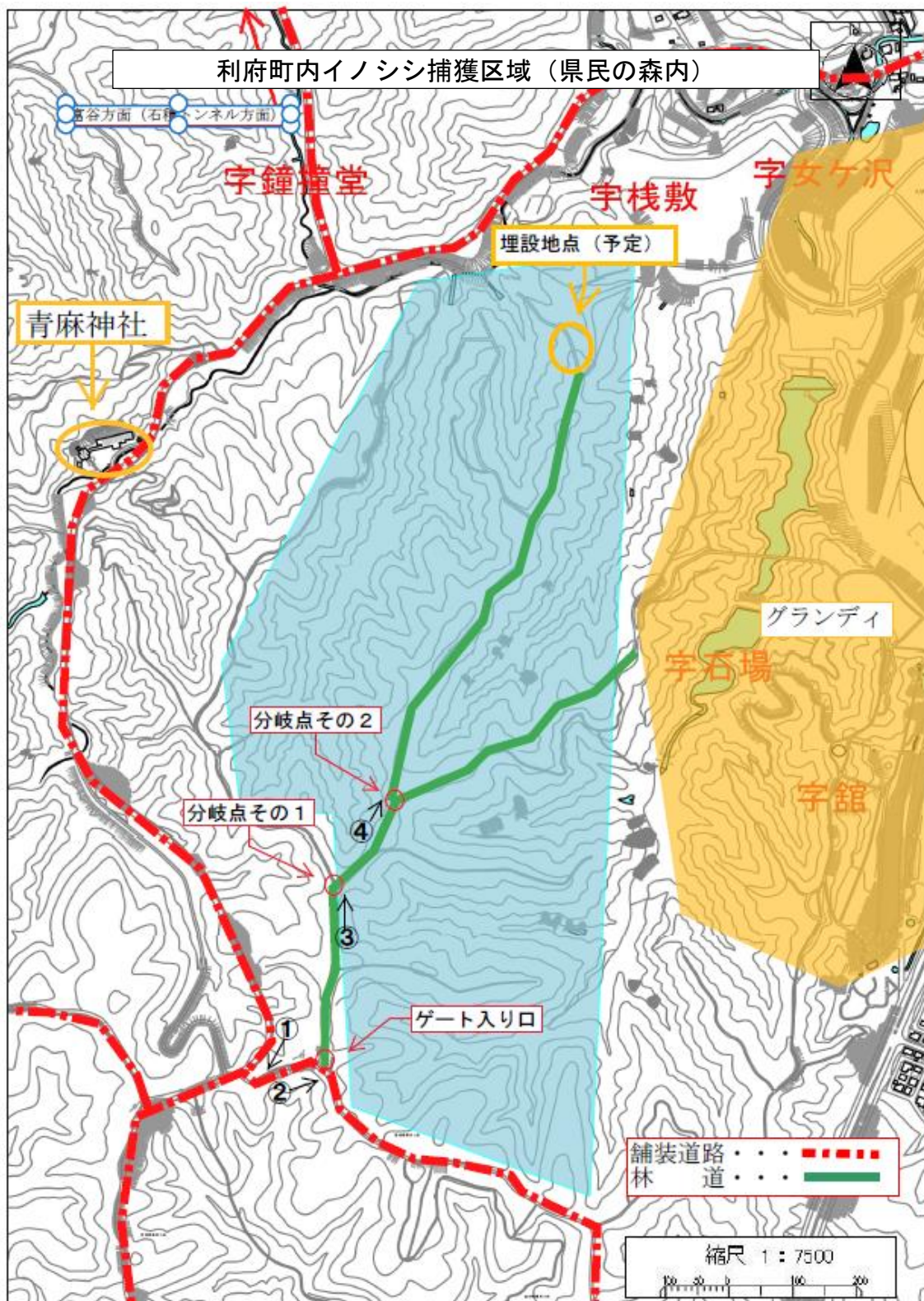


仙台市内イノシシ捕獲区域（泉区）





捕獲区域のうち住居及び住居周辺地域ではわなの設置を行わない。



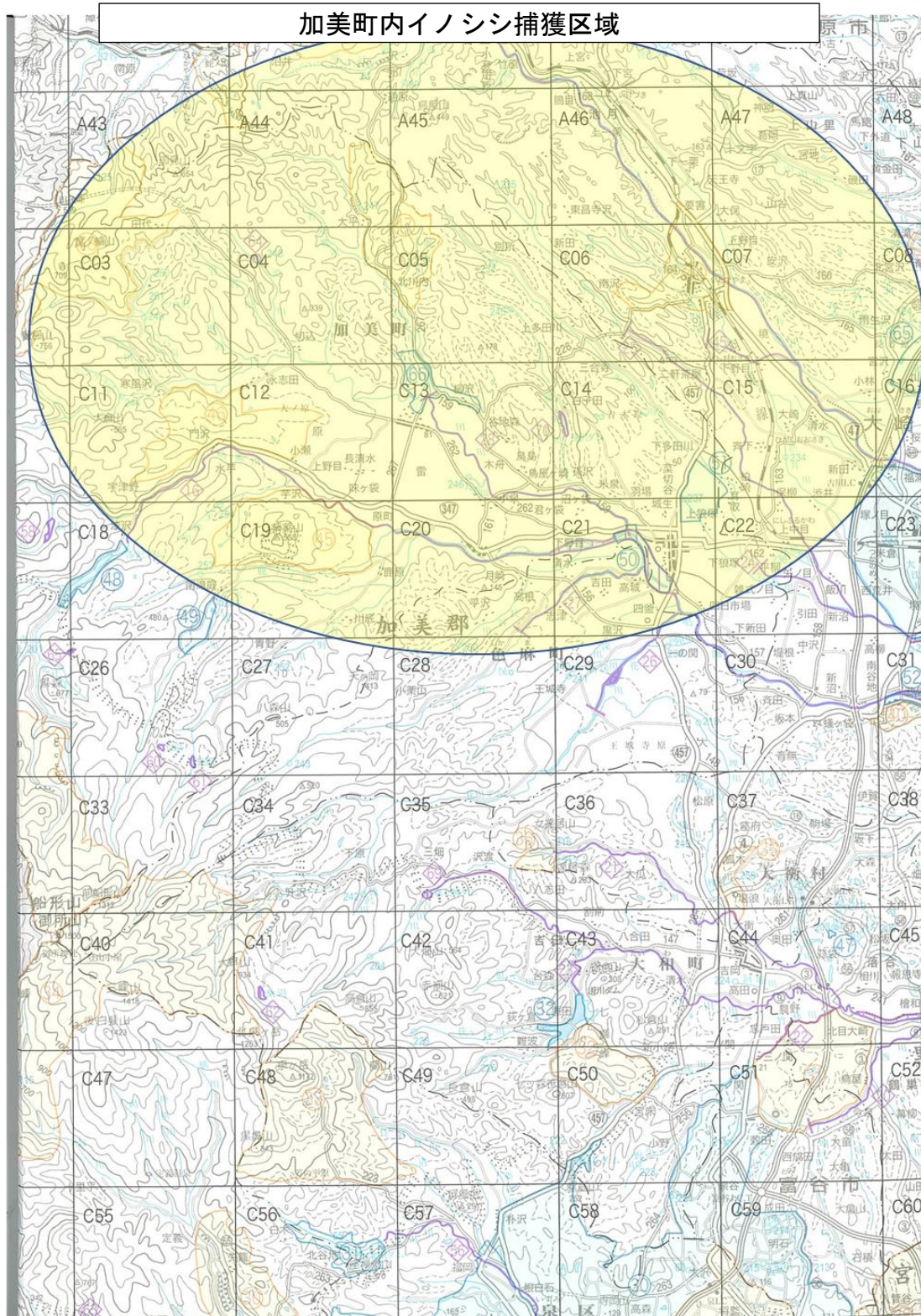
蔵王町内イノシシ捕獲区域

蔵王町の位置図

実施区域

凡 例

加美町内イノシシ捕獲区域



別添 1

基本評価シート

様式

(ニホンジカ)

(宮城県環境生活部自然保護課)

基本評価シート（ニホンジカ）

1. 事業の基本情報

事業名（※1）	宮城県ニホンジカ・イノシシ生息状況等調査業務		
	宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業（ニホンジカ）捕獲業務		
都道府県名	宮城県	担当者部・係名	自然保護課 野生生物保護班
担当者名	玉手	担当者連絡先	022-211-2673
捕獲実施事業者	一般社団法人宮城県猟友会 (認定を受けている)	予算額（※2）	248,143,512 円
		予算額の内捕獲に要する経費（※3）	37,954,400 円

（※1） 交付金を用いて実施した事業名を記入。複数ある場合は、事業件名ごとに記入。

（※2） 予算額は、交付金の対象となる指定管理鳥獣捕獲等事業の全体予算を記入する。

（※3） 予算額の内、捕獲に要する経費は、平成 28 年度から適用される交付金所要額調書様式 1-2「2 指定管理鳥獣の捕獲等」の内訳を記入。その他にも、捕獲に要する経費がある場合は、別途加算する。

○令和 5 年度における生息等の状況及びこれまでの個体群管理の取組み

〈指定管理鳥獣捕獲等事業の実績〉

地区名	事業目標 (目標頭数などの数値目標)	実施結果	
		捕獲頭数	目標達成率
県北東区域	100 頭	340 頭	340 %
石巻・女川区域	450 頭	540 頭	120 %
県内陸区域	50 頭	28 頭	56 %
合計	600 頭	908 頭	151 %

〈生息等の状況及びその他の捕獲実績〉

推定生息頭数	特定計画管理目標	目標生息頭数
14,764 頭（令和 4 年度末）	5,750 頭／年	なし
狩猟捕獲数	許可捕獲(有害)	許可捕獲（個体数調整）
231 頭	3,132 頭	0 頭

○これまでの個体群管理の取組み（都道府県単独事業）

平成 23 年度から牡鹿半島地域を対象として県による個体数調整を実施し、平成 25 年度から平成 26 年度までは気仙沼地域を対象に加えて実施。

2. 令和 5 年度指定管理鳥獣捕獲等事業の実施概要

項目	概要
事業背景・目的	記述欄： ニホンジカによる生活環境、農林業又は生態系に対する被害の動向、本県内におけるニホンジカの捕獲数及び生息数の動向、生息数と被害の関連性等の観点から、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため必要に応じて、既存の個体群管理のための事業に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。 ※特定計画の中での指定管理鳥獣捕獲等事業の位置づけも記載する。 【選択欄】 ☒ 特定計画の管理目標に不足する捕獲数を高密度地域で上乗せした。 ☒ 分布拡大防止を目的として生息域の外縁で捕獲を実施した。 ☐ 効果的な捕獲手法の開発を行なった。 ※事業実施目的に最も近いものを1つ選択。
人材育成の観点	☐ 人材を育成するための配慮、取組がなされている。
実施期間	令和 5 年 1 0 月 2 日から令和 6 年 3 月 1 5 日まで (うち捕獲実施期間、令和 5 年 1 1 月 1 日から令和 6 年 2 月 2 9 日まで(4カ月))
実施区域	県北東区域：生息密度の急激な増加が確認されている地域であり、今後の被害増加を抑制するために捕獲圧を与える必要がある。 石巻女川区域：原住地域である牡鹿半島から生息域を拡大しており、半島以外の地域でも生息密度が高く早急に個体数の減少が必要な地域である。 県内陸区域：近年目撃情報が寄せられている地域であり、生息域拡大防止のために捕獲圧を与える必要がある。 ※1：実施区域の特徴も記入 ※2：事業計画の地図がある場合は、図面を添付
関係機関との協力	事業区域の市町村及び所轄の警察署に対し、業務の協力依頼を行った。
事業の捕獲目標	(151%達成) = (908 実績値) / (600 目標値)
捕獲手法	【銃猟】 ☐ 誘引狙撃 ☒ 巻き狩り ☐ 忍び猟 ☐ モバイルカリング ☐ 夜間銃猟 ☐ その他 () 【わな猟】 ☒ くくりわな ☒ 箱わな ☐ 囲いわな ☐ その他 () ※1：各種猟法の定義は9ページ参照、※2：複数チェック可
捕獲個体の確認方法	☒ 個体の身体の一部(耳、尾など) ☒ 写真(詳細を記載：個体番号を付けて撮影) ☐ その他 () ※複数チェック可。
捕獲個体の処分	捕獲個体の処分について

	☐ 全て焼却又は埋設を行っている。 ☒ 一部、食肉等への活用を行っている。 ☐ 一部、放置を認めている。 ※複数チェック可
環境への影響の配慮	わなによる錯誤捕獲について ☒ 錯誤捕獲の情報を収集している。 ☐ 錯誤捕獲の実態は不明である。 わなによる錯誤捕獲の未然防止について ☒ 錯誤捕獲の防止対策をしている。 （内容： くくりわなの輪の直径を12センチメートル以内とし、かつワイヤーの直径が4ミリメートル以上、締め付け防止金具及びよりもどしを設置） ☐ 錯誤捕獲の防止対策はしていない。 鳥類の鉛中毒等について ☒ 鳥類の鉛中毒症例がない。 ☐ 鳥類の鉛中毒症例が確認されている。 鉛製銃弾について ☐ 全て鉛製銃弾を使用している。 ☒ 一部、非鉛製銃弾を使用している。 ☐ 全て非鉛製銃弾を使用している。
安全管理の体制	安全管理規程を有しており、安全管理の体制は申し分ない。
捕獲従事者の体制	【雇用体制】 捕獲従事者数：646人 （内訳） 正規雇用者： 人、期間雇用者： 人 日当制： 人

3. 令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業の評価

○指定管理鳥獣捕獲等事業の達成状況の評価について

1. 捕獲に関する評価及び改善点※	
【目標達成】	評価： 目標達成率は151%と目標を大きく超える捕獲実績となった。区域別では県北東区域で340%と目標捕獲数の3倍の捕獲実績があったのに対し、生息密度の低い県内陸区域では56%となり、区域ごとに大きな差があった。
	改善点： 県北東区域は昨年度事業から気仙沼市が追加され、その分の捕獲数上乘せがあった。そのため、今年度の捕獲実績をもとに目標捕獲数の見直しを行う必要がある。
【実施期間】	評価： わな猟、銃猟ともに期間中継続的に捕獲ができていることから、適切な実施期間を設定することができた。
	改善点： 引き続き各区域の捕獲実績等から効果的・効率的な捕獲実施期間の設定をおこなう。
【実施区域】	評価： 生息密度の高い石巻女川区域だけでなく比較的捕獲実績が少なく生息密度の低い県内陸区域も実施区域とすることで、生息

	域拡大抑制に貢献できた。
	改善点：引き続きニホンジカの生息域拡大の可能性も考慮し、モニタリング調査などの情報をもとに毎年適切な実施区域を設定する。
【捕獲手法】	評価：生息密度の高い石巻女川区域では銃猟とくくりわな中心で捕獲を実施し、県北東区域ではくくりわな中心の捕獲をすることで、効率的に捕獲を進めることができた。しかし、県内陸部では生息密度が低いため、捕獲効率があがらず目標達成することができなかった。
	改善点：生息密度の低い地域では捕獲効率が上がらないため、ICTを活用した低労力化などにより効率的な捕獲を目指す必要がある。
2. 体制整備に関する評価及び改善点	
【実施体制】	評価：十分な捕獲従事者を配置することができた。
	改善点：引き続き適切な実施体制が整えられるよう指導する。
【個体処分】	評価：適切に埋設等実施された。
	改善点：引き続き適切な個体処分に努めるよう指導する。
【環境配慮】	評価：特に外部からの問い合わせは無かった。
	改善点：引き続き環境配慮に努めた事業実施を指導する。
【安全管理】	評価：事故無く捕獲事業が実施できた。
	改善点：引き続き無事故が続くように、事業者へ安全への配慮に努めるよう指導する。
3. その他の事項に関する評価及び改善点	
4. 全体評価	
低密度地域における捕獲効率の低さが今後の課題ではあるが、事業全体では地域ごとに適切な猟法を選択し、効率的に捕獲を行うことで、捕獲目標に対し151%の捕獲実績をあげることができた。	

※「改善点」の欄には、評価結果を次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画にどう反映するか等について記入する。

○第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する、本事業の寄与状況について

本事業の実施により、第二種特定鳥獣管理計画の捕獲頭数の目標に上積みすることができた。実施場所はニホンジカの侵出抑制地域が含まれており、生息域拡大防止に一部寄与したと考えられる。

4. 必須となる記録項目

(1) データの整備状況

ア) 基礎となる記録項目の整備状況

指定管理鳥獣捕獲等事業において整備している情報の項目にチェックをつける。

項 目	整備状況	備考
①捕獲数・目撃数・捕獲努力量等の位置情報	☐ 行政区域（都道府県・市町村）ごと ☐ 事業区域ごと ☒ 5 km メッシュ ☐ 1 km メッシュ ☐ 捕獲地点（緯度経度） ☐ 捕獲等に関する位置を記録していない	
②捕獲数	☒ 捕獲した個体の総数 ☒ 雌雄の別 ☒ 幼獣・成獣の別 ☒ その他捕獲した個体に関する情報（体重、体長、体高）	
③目撃数	☒ 作業の従事者が目撃した個体の総数	
④捕獲努力量	☒ 銃猟：のべ作業人日数※ ☒ わな猟：わな稼働日数 （わな稼働日数＝わな基数×稼働日数）	

※のべ作業人日：捕獲作業期間中に捕獲に従事した作業人数の合計。事前調査や下見に費やした作業の人日数は除く。

イ) 捕獲に関する概況地図の作成の可否

	作成できる概況図（地図）※についてチェック	
捕獲位置の地図	☒ 5 km メッシュ地図 ☐ 1 km メッシュ地図 ☐ 地点（緯度経度）地図 ☐ 捕獲位置の地図を作成できない	
CPUE の地図	☒ 5 km メッシュ地図 ☐ 1 km メッシュ地図 ☐ 地点（緯度経度）地図 ☐ CPUE の地図を作成できない	
SPUE の地図	☒ 5 km メッシュ地図 ☐ 1 km メッシュ地図	

	☐ 地点（緯度経度）地図 ☐ SPUE の地図を作成できない
概況図を作成する 上での課題	

※概況図は原則として添付する。添付できない場合は「作成できない」をチェックする。

（２）実施結果（必須となる記録項目）

ア）捕獲努力量に関する事項

①銃器による捕獲

外業の人日数総数※¹： 不明 人日

事前調査人日数概数※²： 不明 人日

出猟（捕獲作業）人日数： 469人日

項 目	令和5年 (事業年度の値)	令和4年 (前年度の値)	増減の傾向
捕獲努力量（銃猟） のべ人日数 (1日に複数のメッシュに出 役した場合はそれぞれ1 日とする)	469人日	1,061人日	☐ 増加 ☒ 減少

※1:事前調査人日数概数と出猟（捕獲作業）日数の合計

※2:事前調査人日数概数は、捕獲作業直前の下見・調査を含まない。

②わなによる捕獲

外業の人日数総数※¹： 不明 人日

事前調査人日数概数※²： 不明 人日

出猟（捕獲作業）人日数： 不明 人日

項 目	令和5年 (事業年度の値)	令和4年 (前年度の値)	増減の傾向
捕獲努力量（わな猟） わなの稼働総数（わな基×日数）	50,016基日	76,320基日	☐ 増加 ☒ 減少

※1:事前調査人日数概数と出猟（捕獲作業）人日数の合計

※2:事前調査人日数概数は、捕獲作業直前の下見・調査を含まない。

イ) 捕獲に関する結果

①銃器による捕獲

項 目	令和 5 年 (事業年度の値)	令和 4 年 (前年度の値)	増減の傾向
①捕獲数	1 3 9 頭	4 3 9 頭	☐ 増加 ☒ 減少
②目撃数	5 3 3 頭	1, 7 0 0 頭	☐ 増加 ☒ 減少
③雌雄比 (雌捕獲数／全捕獲数)	48.2% (67 頭／139 頭)	49.2% (216 頭／439 頭)	☐ 増加 ☒ 減少
④幼獣・成獣比 (幼獣数※／全捕獲数)	0.0% (0 頭／139 頭)	14.4% (63 頭／439 頭)	☐ 増加 ☒ 減少

令和 5 年度指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲手法別（銃器）の捕獲実績

捕獲手法	捕獲実績	作業人日数※ ¹	CPUE※ ²	SPUE※ ³
☐ 誘引狙撃	頭	人日	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少
☒ 巻き狩り	1 3 9 頭	4 6 9 人日	0.296 頭/人日 ☐ 増加 ☒ 減少	1.136 頭/人日 ☐ 増加 ☒ 減少
☐ 忍び猟	頭	人日	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少
☐ モバイルカリング	頭	人日	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少
☐ 夜間銃猟	頭	人日	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少
☐ その他 ()	頭	人日	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少	頭/人日 ☐ 増加 ☐ 減少

※1：作業日数には捕獲を実施していない誘引期間は含まない。

※2：CPUE＝捕獲数／のべ人日数

※3：SPUE＝目撃数／のべ人日数

※CPUE、SPUE は前年度の指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して、「増加」「減少」をチェックする。

③わなによる捕獲

項 目	令和 5 年 (事業年度の値)	令和 4 年 (前年度の値)	増減の傾向
① 捕獲数	7 6 9 頭	8 1 8 頭	☐ 増加 ☒ 減少
② 雌雄比 (雌捕獲数／全捕獲数)	52.5% (404 頭／769 頭)	60.5% (495 頭／818 頭)	☐ 増加 ☒ 減少
② 幼獣・成獣比 (幼獣数※／全捕獲数)	0% (0 頭／769 頭)	7.1% (58 頭／818 頭)	☐ 増加 ☒ 減少

令和 5 年度指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲手法別（わな）の捕獲実績

捕獲手法	捕獲実績	わな稼働総数※ ¹	CPUE※ ²
☒ くくりわな	7 6 9 頭	4 9, 8 1 2 基日	0.015 頭/基日 ☒ 増加 ☐ 減少
☒ 箱わな	2 頭	2 0 4 基日	0.0098 頭/基日 ☐ 増加 ☒ 減少
☐ 囲いわな	頭	基日	頭/基日 ☐ 増加 ☐ 減少
☐ その他 ()	頭	基日	頭/基日 ☐ 増加 ☐ 減少

※1: わな稼働総数には捕獲を実施していない誘因期間は含まない。

※2: CPUE＝捕獲数／わな稼働日数

※CPUE、SPUE は前年度の指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して、「増加」「減少」をチェックする。

エ) 捕獲個体の適切な処理

処理にかかる人工概数： 不明 人・時間

処理した個体のうち、食肉等への活用した個体の数量概数： 86 個体（自家消費含む）

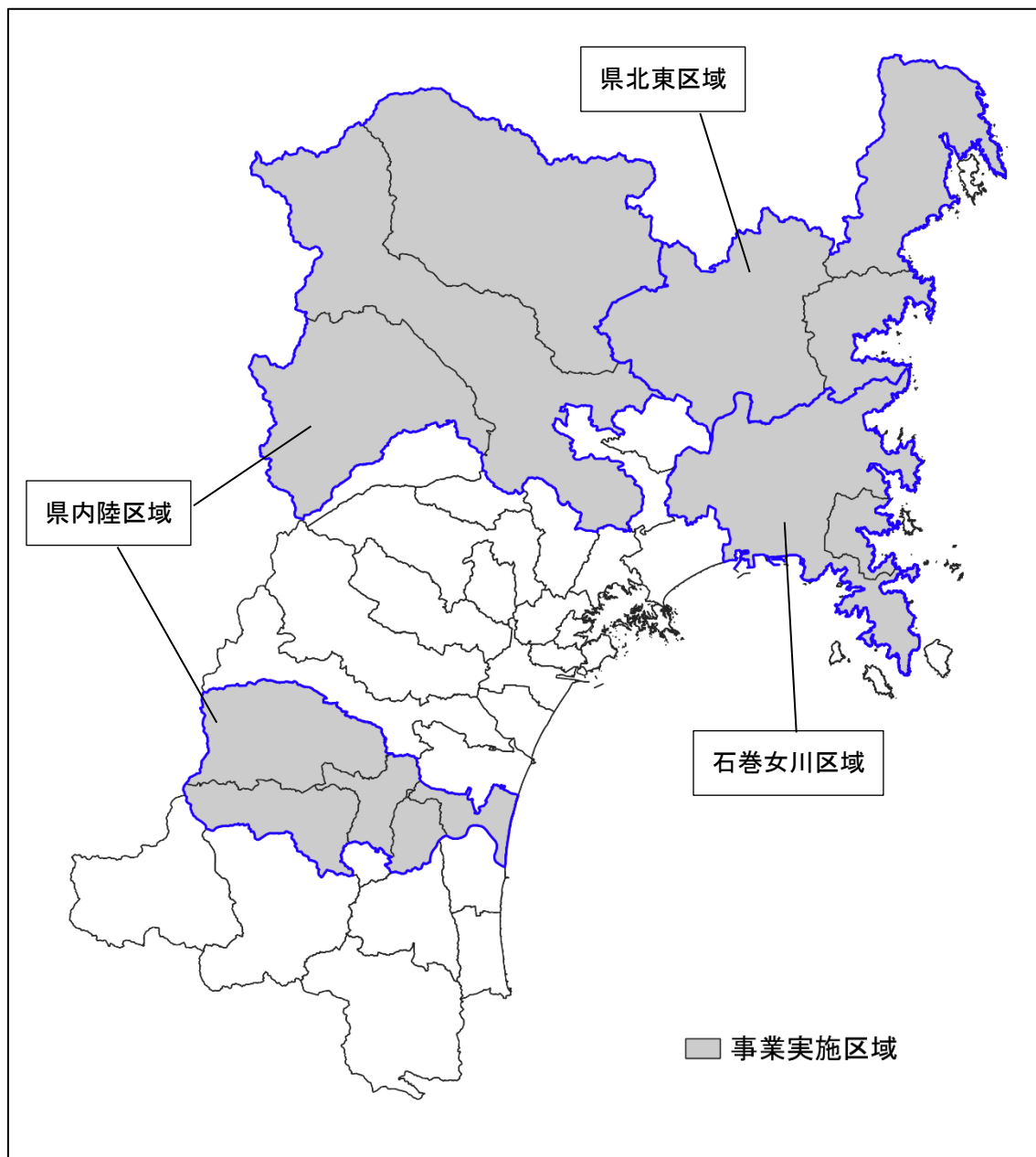
適正な捕獲が実施されたかを確認する手法

通しナンバーを捕獲個体の左側胴体にペンキ等で記入するか、又はホワイトボード・黒板等に記入し、捕獲個体とともに写真を撮ったもの。

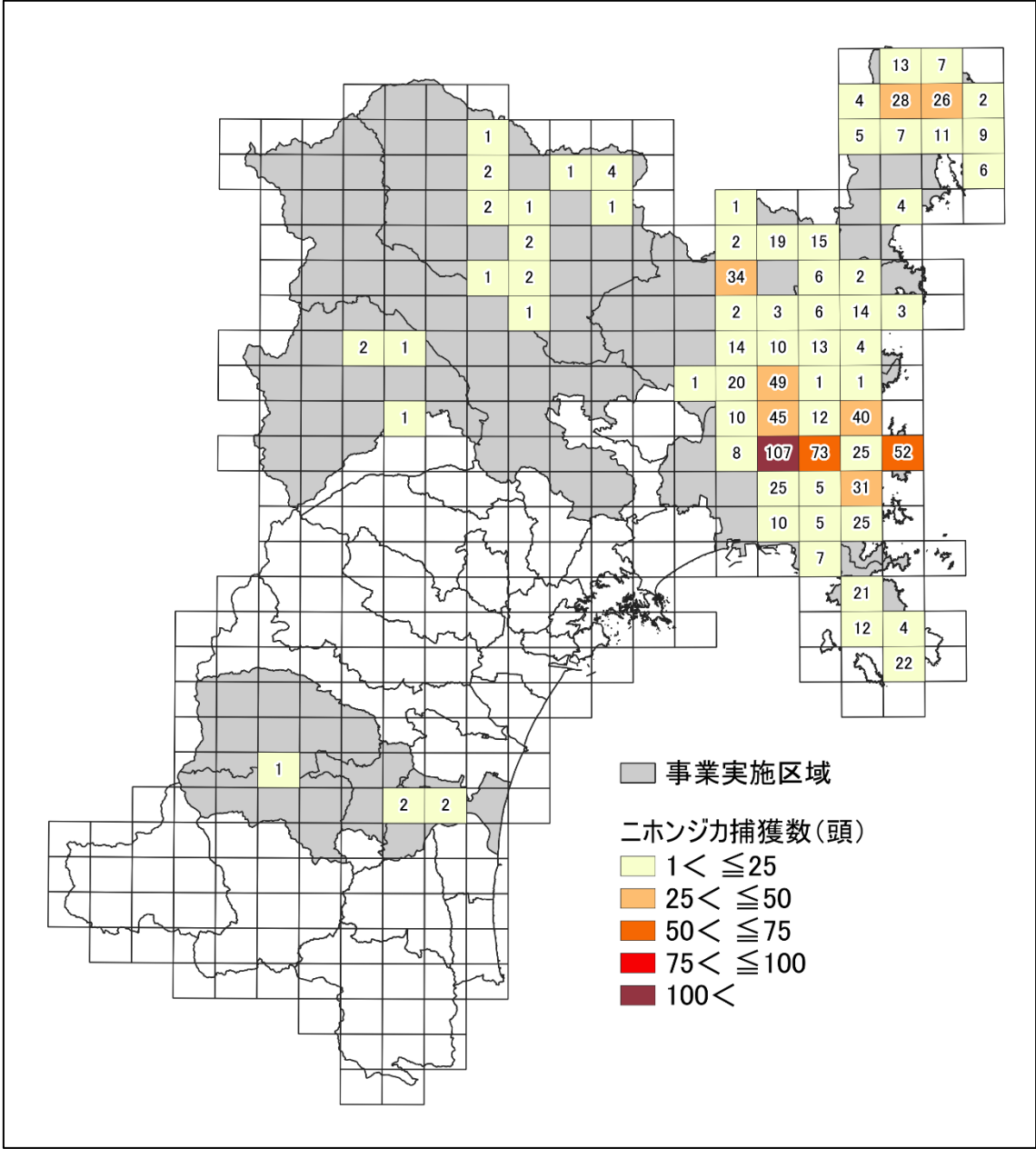
捕獲手法は、地域により様々なものが想定されることから、下記の定義は本評価シートでの暫定的なものです。

誘引狙撃	餌等により、対象種を誘引し、所定の位置から銃器により捕獲等する猟法。
巻き狩り	犬や勢子により追い出した対象種を、所定の位置で待機する射手が銃器で捕獲等する猟法。
忍び猟	単独の射手が徒歩で対象種を追跡して、射撃可能な地点で銃器により捕獲等する猟法。
車両を用いたモバイルカリング	所定の巡回ルートを車両で移動し、射撃可能な位置の対象種を銃器により捕獲等する猟法。
夜間銃猟	法律上必要な手続を全て完了した上で、日出前若しくは日没後において銃器を使用した鳥獣の捕獲等。

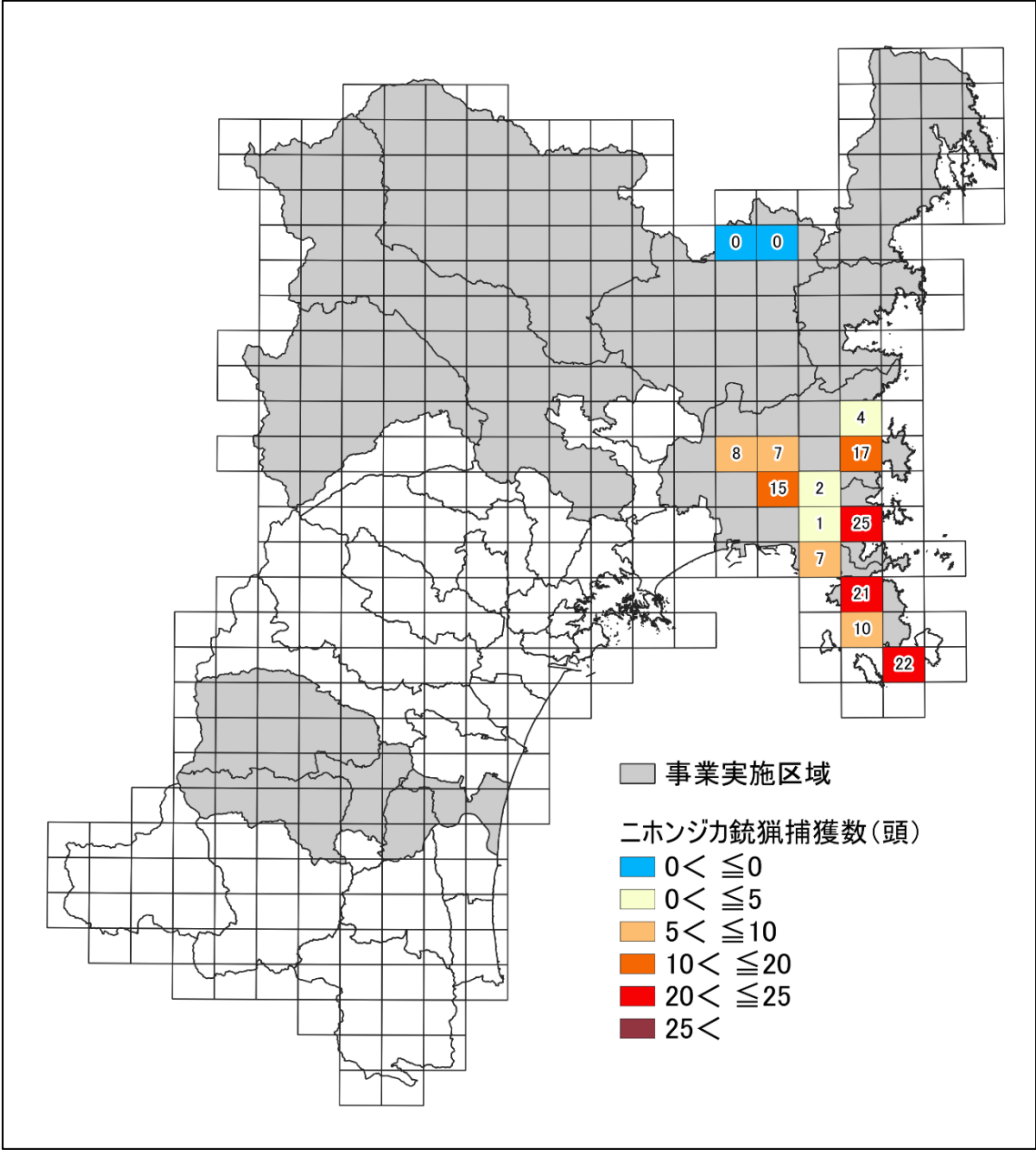
令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（ニホンジカ）実施区域位置図



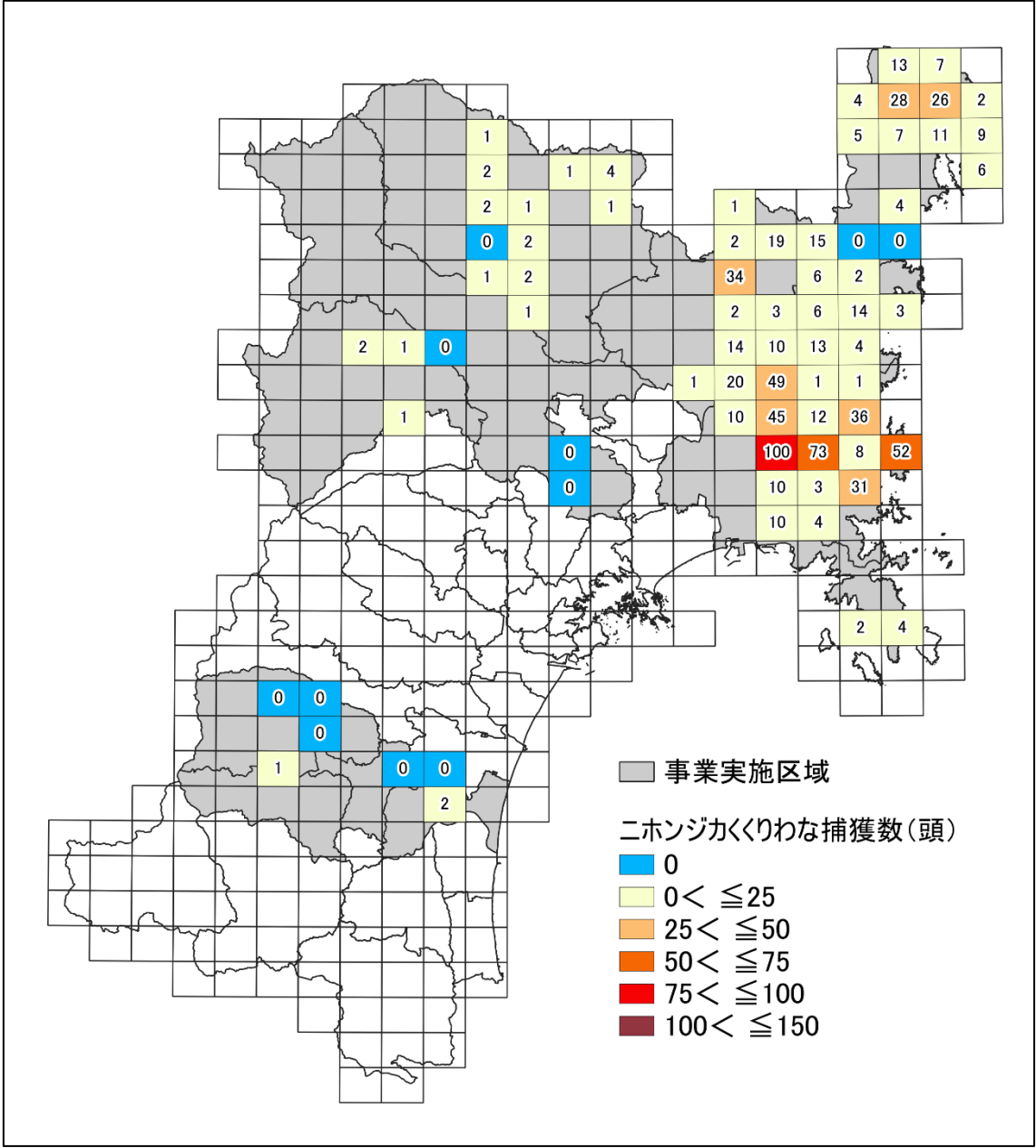
令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（ニホンジカ）捕獲位置図



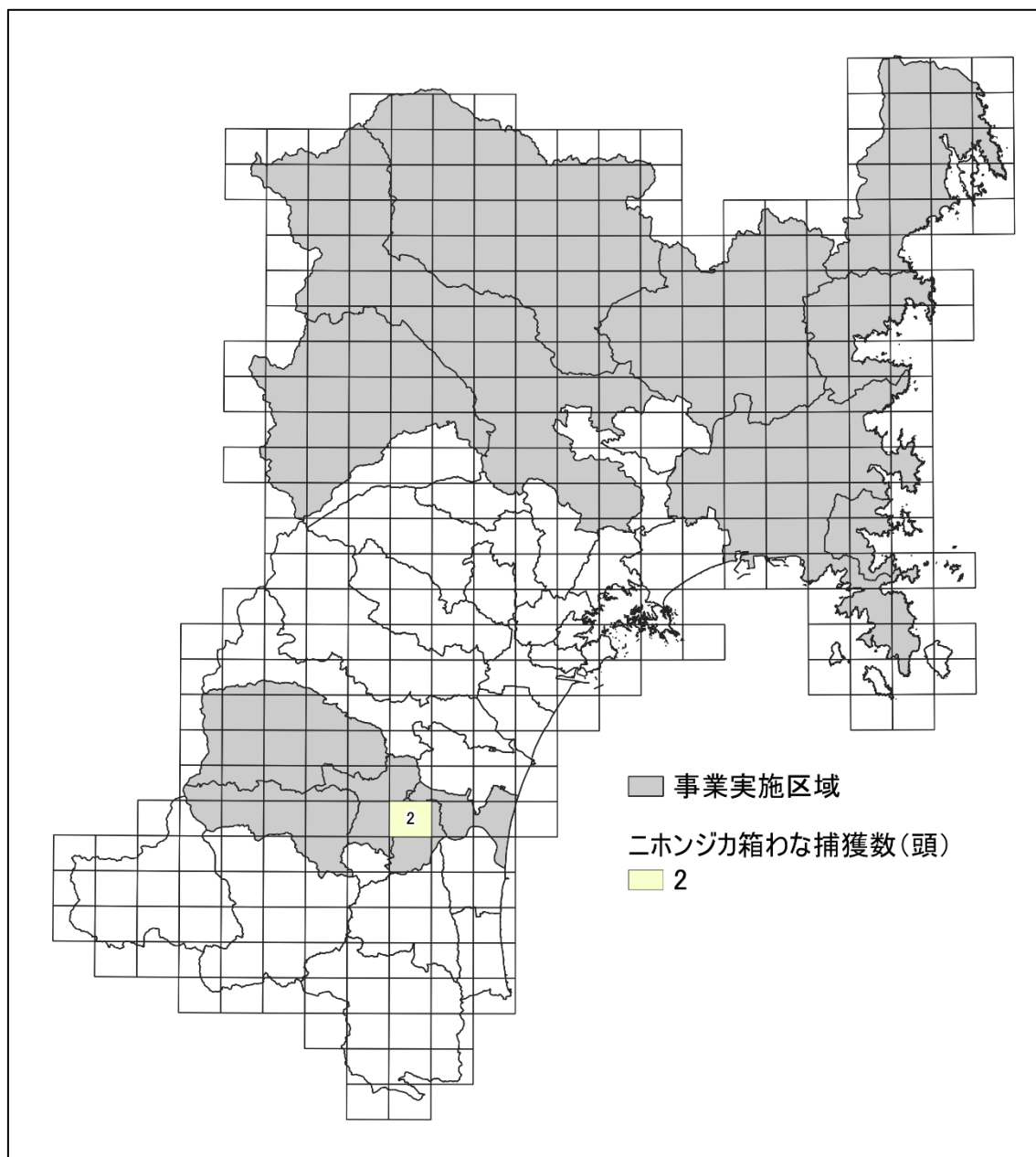
令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（ニホンジカ）捕獲数（銃猟）位置図



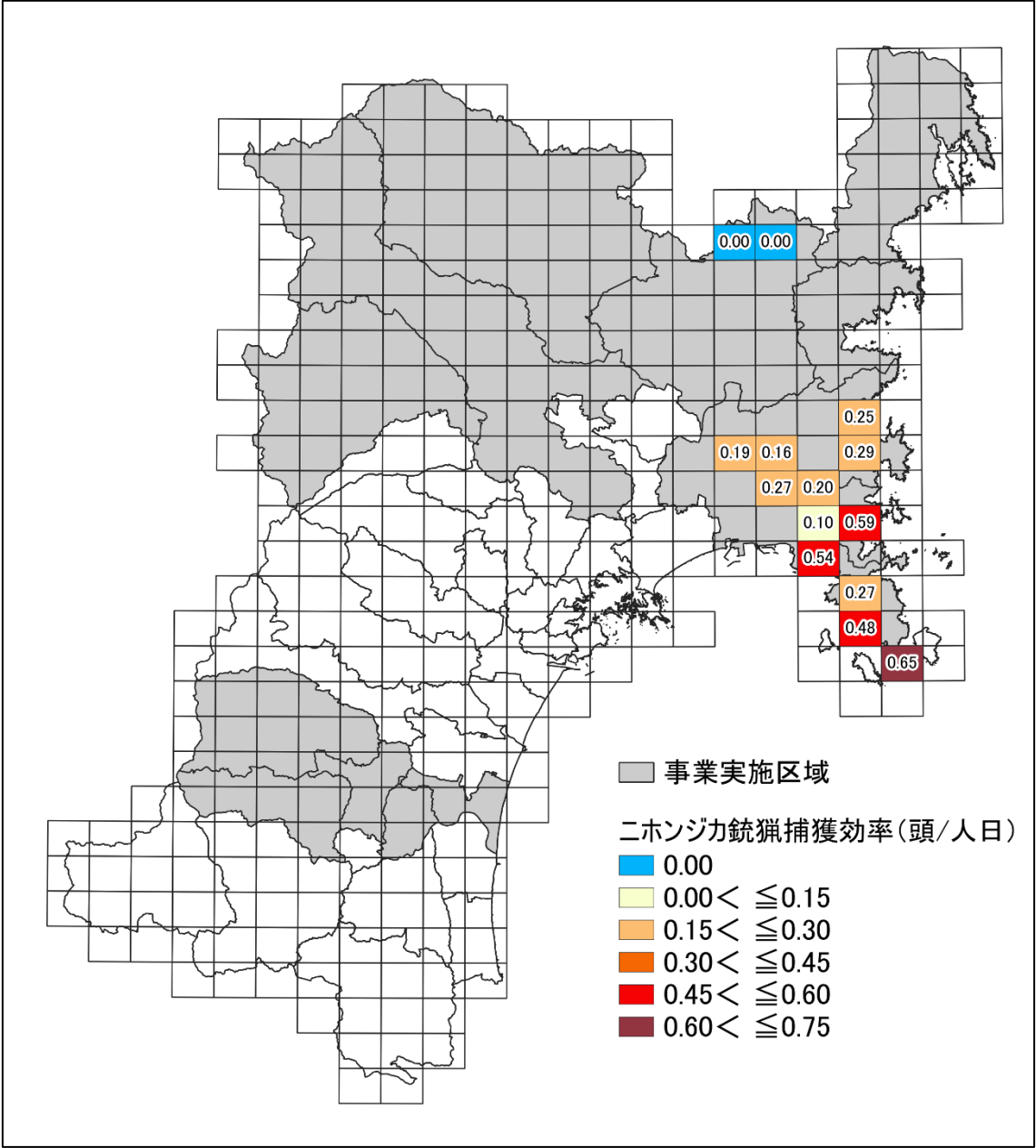
令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（ニホンジカ）捕獲数（くくりわな）
位置図



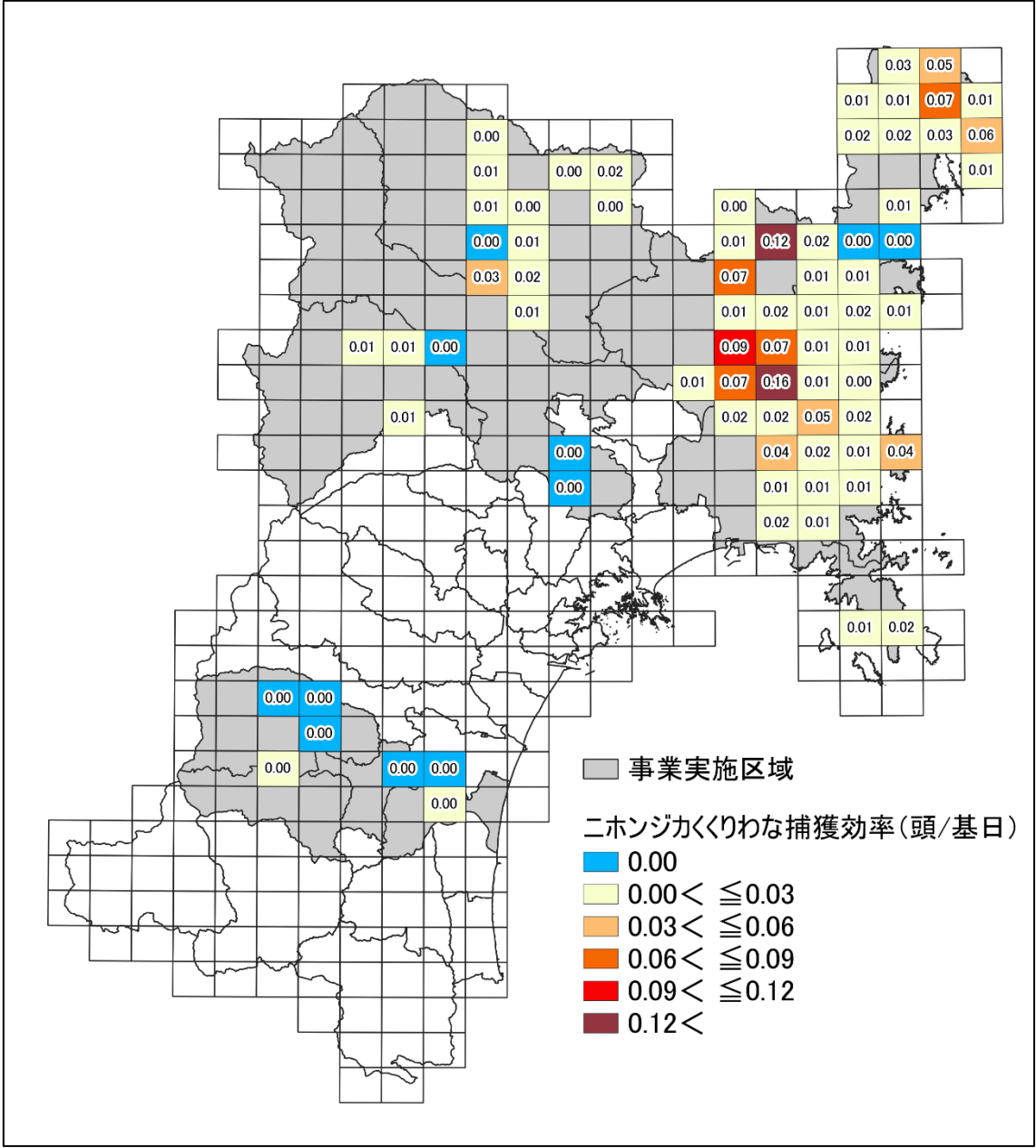
令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（ニホンジカ）捕獲数（箱わな）
位置図



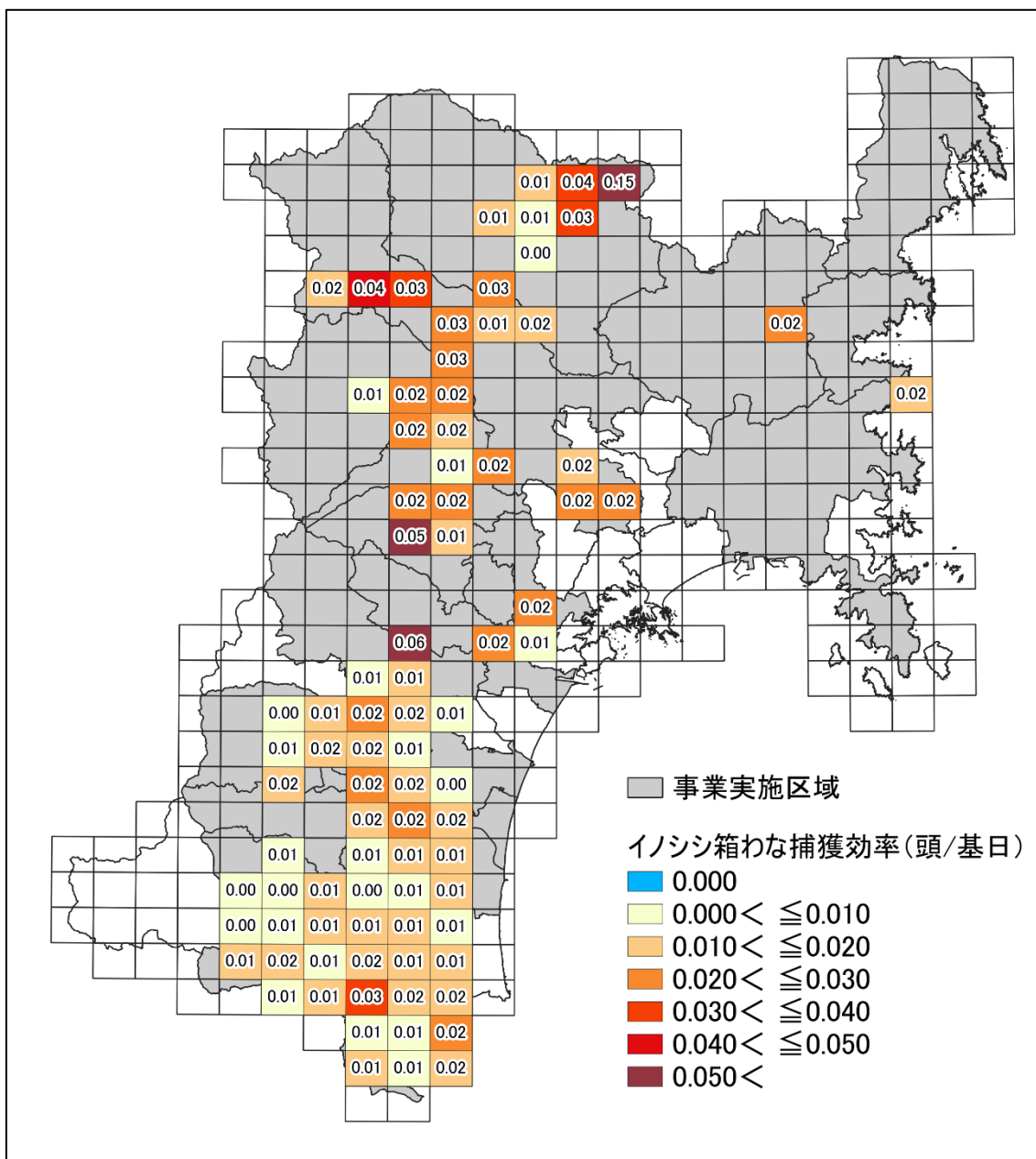
令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（ニホンジカ）CPUE（銃猟）位置図



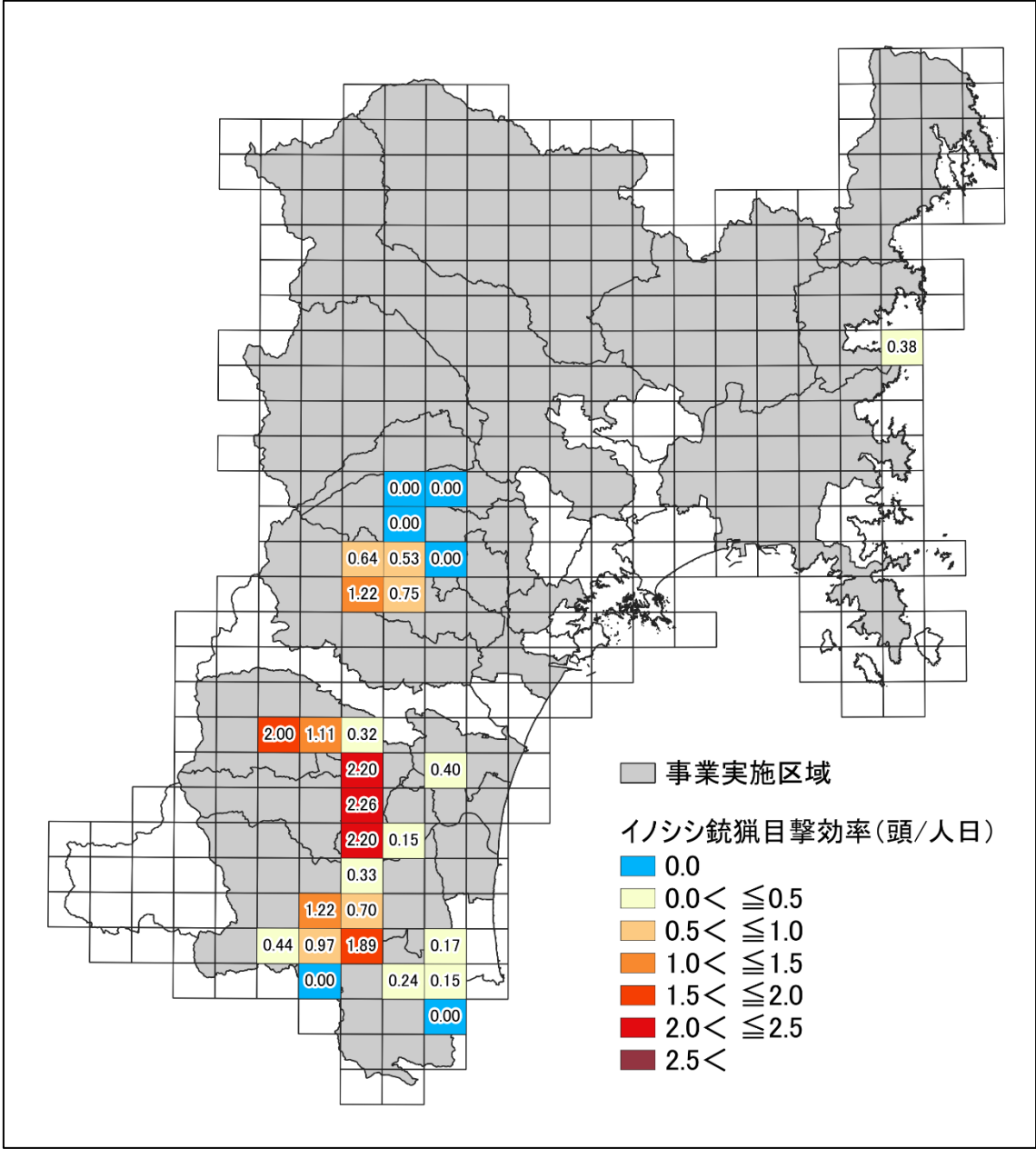
令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（ニホンジカ）CPUE（くくりわな）
位置図



令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（ニホンジカ）CPUE（箱わな）
位置図



令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（ニホンジカ）SPUE 位置図



令和6年度宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）

（令和6年10月1日から令和7年3月14日まで）

1 背景及び目的

ニホンジカは古くから牡鹿半島と金華山に生息しているが、近年、生息域の拡大と生息密度の増加が確認されている。それに伴い、農林業被害の発生、車両衝突事故の発生等、人とのあつれきが増大している。また、強い採食圧により、森林が持つ公益的機能の低下や生物多様性の低下が懸念される。

これまで狩猟や有害捕獲による積極的な捕獲を行ってきたが、依然として農林業被害は継続的に発生している。また、奥羽山脈における目撃情報も数多く寄せられていることから、今後、人とのあつれきや森林生態系への影響がさらに増大する懸念がある。

県では地域に応じた適正な生息密度に誘導するため、令和4年4月に「第三期宮城県ニホンジカ管理計画」を策定し、生息密度を原住区域及び拡大区域Aは10頭/k²以下、拡大区域Bは3～5頭/k²以下、侵出抑制区域は1～2頭/k²以下及び警戒区域は1頭/k²以下を管理目標とした。

県が行った生息状況調査結果によれば、令和4年度末時点での県内のニホンジカ推定生息数は中央値で14,764頭となっており、減少傾向にあるものの、侵出抑制区域を除いて管理目標の達成には至っていない。

第三期宮城県ニホンジカ管理計画における令和6年度の捕獲目標は、5,272頭以上（牡鹿半島及びその周辺部については2,872頭以上、県北東区域については1,750頭以上、その他区域については50頭以上、狩猟については600頭以上）とするが、牡鹿半島周辺域や県北東区域をはじめ県内各地で目撃や生息が確認されており、更なる捕獲圧の強化が必要であるため、市町村による有害鳥獣捕獲事業に加え、県が実施主体となる指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することにより、目標達成に向け取り組んでいく。本事業では、ニホンジカの生息密度の減少及び生息域の縮小又は拡大防止を目的に捕獲を行うこととする。

（注）第二種特定鳥獣管理計画の目標を踏まえ、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況（生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測等）及び被害状況（農林水産業、生態系、生活環境等）を勘案して、指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理のための捕獲等を強化する必要性があることを簡潔に記載する。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
県北東区域	令和6年10月1日から令和7年3月14日まで (うち、捕獲作業を行う期間: 令和6年11月1日から令和7年2月28日まで(4ヶ月間))
石巻・女川区域	
県内陸区域	

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域(国指定鳥獣保護区を除く)

実施区域名	実施市町村名	選定理由	他法令等
県北東区域	登米市、栗原市、大崎市、加美町(一部地域に限る)、色麻町及び南三陸町	現状捕獲実績が少ないが、生息調査などにより生息密度の急激な増加が確認されている地域を含んでおり、今後の被害増加を抑制するために捕獲圧を強化する必要がある。	鳥獣保護区、三陸復興国立公園、栗駒国定公園、県立自然公園船形連峰、国有林、鳥獣被害防止計画対象地域、有害捕獲事業実施区域
石巻女川区域	石巻市、東松島市及び女川町	原住地域である牡鹿半島から生息域を拡大している。 現在では半島以外の地域でも生息密度が高く、早急に個体数の減少が必要な地域である。	鳥獣保護区、三陸復興国立公園、県立自然公園(松島、硯上山万石浦、旭山)、国有林、鳥獣被害防止計画対象地域、有害捕獲事業実施区域
県内陸区域	仙台市、白石市、岩沼市、蔵王町(一部地域に限る)、村田町、柴田町、川崎町、及び大和町、	現状捕獲実績が少ないが、近年は目撃情報が寄せられている地域であり、生息域拡大防止のために捕獲圧を強化する必要がある。	鳥獣保護区、蔵王国定公園、県立自然公園(船形連峰、二口溪谷、蔵王高原)、国有林、鳥獣被害防止計画対象地域、有害捕獲事業実施区域

(注) 1 実施区域欄には、実施区域の名称を記載する。

- 2 住所等欄には、市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。
- 3 選定理由欄には、実施区域の地形、被害状況、既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該地域を選定した理由を記載する。
- 4 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）に定める被害止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。
- 5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
県北東区域	<u>1 5 0 頭</u>
石巻女川区域	<u>7 3 2 頭</u>
県内陸区域	5 0 頭
合計	<u>9 3 2 頭</u>

（注）第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等の具体的な数値を記載すること。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

（1）捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
県北東区域	・銃猟（巻狩り等を想定）及びわな猟（くくりわな及び箱わなを想定） ・銃猟においては、非鉛製銃弾の使用に限る（止め刺し等、半矢になった個体を猛禽類が摂取する可能性がない場合はこの限りではない。）。	受託者と調整の上決定する
石巻女川区域	・銃猟（巻狩り等を想定）及びわな猟（くくりわな及び箱わなを想定） ・銃猟においては、非鉛製銃弾の使用に限る（止め刺し等、半矢になった個体を猛禽類が摂取する可能性がない場合はこの限りではない。）。	受託者と調整の上決定する
県内陸区域	・わな猟（くくりわな及び箱わなを想定）	受託者と調整の上決定する

（注）1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調

整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載するにとどめるものとする。

2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。なお、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、認定鳥獣捕獲等事業者がライフル銃を所持させ、ライフル銃を用いた指定管理鳥獣捕獲等事業を委託し、実施させる必要がある場合は、ライフル銃の使用について記載すること。

3 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

②作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の手順で進めるものとする。	
ア 関係者等との調整	関係市町村、関係者等との調整を行い合意形成を図る。
イ 捕獲等の実施	本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に捕獲業務を委託し捕獲を実施する。
ウ 安全管理	受託者は、捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理体制を構築する。 巻き狩りを実施する際は事前に地域住民等に周知し、捕獲の際は、監視員を配置するなど事故等の防止を図る。
エ 捕獲した個体の回収・処分方法	捕獲した個体は埋設するか、搬出して適切に処分する。 なお、全頭検査が可能な食肉処理加工施設へ搬入する場合は、利活用も可能とする。
オ 錯誤捕獲の場合の対応	ニホンジカ以外の獣が捕獲された場合は原則放獣とし、錯誤捕獲の状況を記録する。
カ 捕獲情報の収集及び評価	受託者から捕獲数、場所、性別、捕獲個体サイズ、捕獲作業量等の情報を収集し、事業評価を行い、必要に応じて評価を踏まえた実施計画の見直しを行う。

（注）事前調査の実施、関係者との調整、捕獲等の実施、安全管理、捕獲等をした個体の回収・処分方法（廃棄物としての適切な処理方法及び食肉等としての利活用をする予定がある場合はその旨）、錯誤捕獲への対応方針（わな猟・網猟の場合）、捕獲情報の収集、評価等、作業手順について、想定される内容を記載する。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】

宮城県

【実施方法】

委託

【委託の範囲】

指定管理鳥獣の捕獲

【想定される委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者等、鳥獣の捕獲等に必要な安全管理体制や技能及び知識を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者とする。

(注) 事業の実施主体として、都道府県名又は国の機関名を記載する。さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）があれば記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・ 巻き狩りを実施する際は、防災行政無線での放送等、地域住民や関係者に対し、十分な周知を図る。
- ・ わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の掲示を行う。
- ・ 猟犬は捕獲作業時以外は常に繋留するとともに、捕獲作業に際しては、巻き狩り責任者の管理監督の下、現場における安全を十分確認し、人の身体・生命・財産に危害を与える恐れのない場合以外は繋留を解かないこと。

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・ 墓地や社寺境内など人の出入りの多い場所には、わなの設置を控える。
- ・ 止めさしで銃器を使用する際は、発砲回数を最小限にし、静穏の保持に努める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・ 連絡用無線機は適切な機器を選定するとともに、使用に当たっては電波法令を遵守し、適切な使用に努めることとする。
- ・ ツキノワグマの錯誤捕獲を未然防止するため、「輪の直径が12cmを超えるくくりわな」及び「締め付け防止金具がないくくりわな」は使用しない。
また、箱わなを使用する際は上部脱出口（30cm×30cm以上）が備えてあるものに限る。
- ・ くくりわなを設置した付近でツキノワグマの生息が確認された場合は、くくりわなを移動する、あるいは設置を中止する。

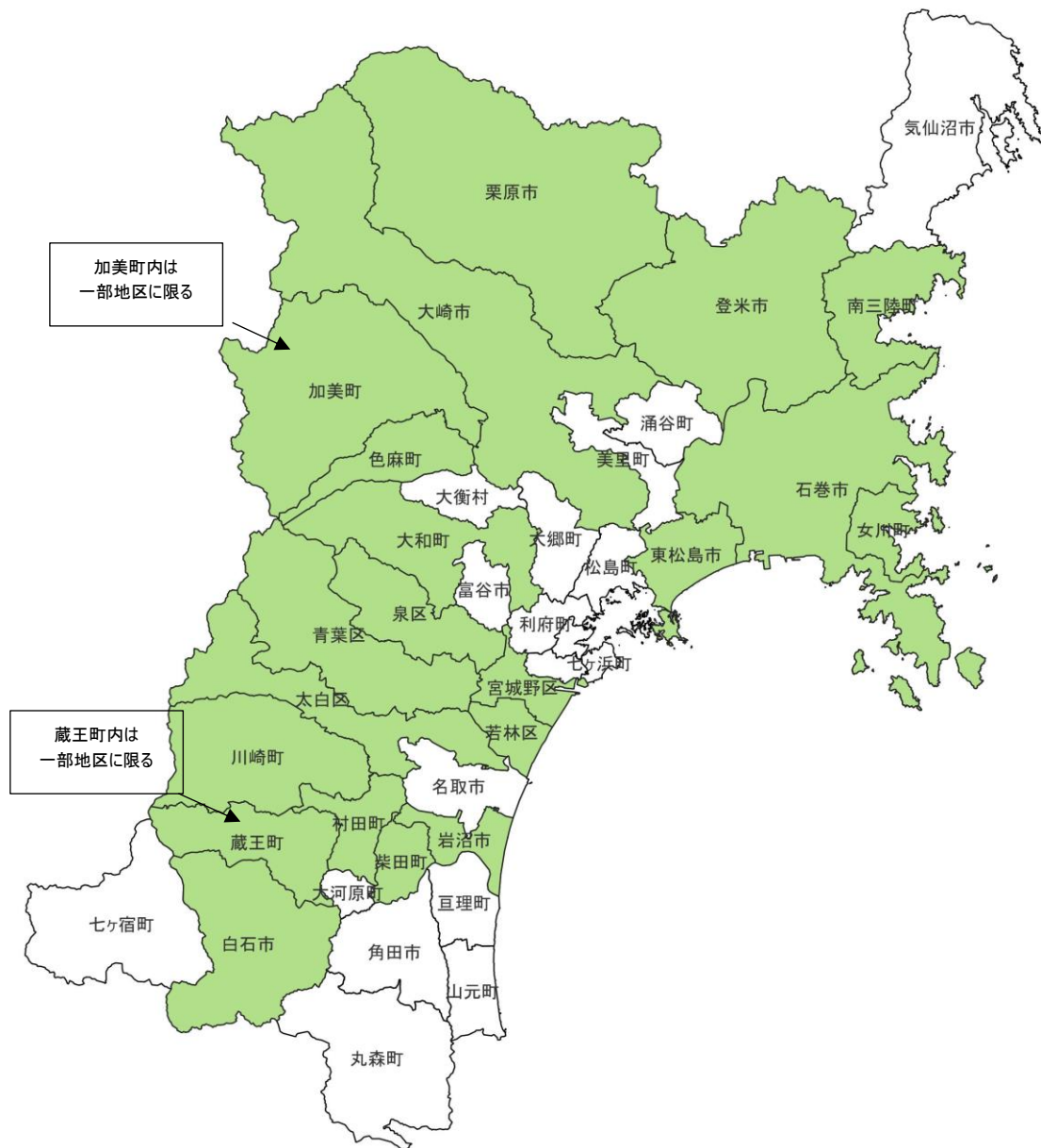
(2) 事業において配慮すべき事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、森林法、自然公園法、また事業管理に当たって関連する銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、電波法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令を遵守する。

(3) 地域社会への配慮

事業の効果、評価を関係者等に広く周知するとともに、当事業を通じて、鳥獣管理の必要性について普及啓発する。

実施区域位置図



加美町内ニホンジカ捕獲区域

